

『四庫全書総目提要』 「毛詩正義」 訳注

重野 宏一

凡 例

一、本稿は、文淵閣『四庫全書総目提要』巻十五、経部十五「詩類一」に収められている「毛詩正義」の訳注である。

一、訳注の体裁は、「原文」「校勘」「訓読」「現代語訳」「注」から成る。本文は、筆者の判断で【一】～【五】に分け、章ごとに訳出した。

一、原注については「」で示した。また〔注〕において原文とともに割注を引用する際にも同様の方法を採用した。

一、本文の底本には、阮元が杭州の文瀾閣に附された武英殿版『総目提要』に拠って刻した『欽定四庫全書総目』、いわゆる「浙江本」(『四庫全書総目』王伯祥断句、北京中華書局景印、一九六五年初版、一九八七年第四次印刷)を用い、以下の三点の版本と対校した。

①『文淵閣四庫全書』著録本のはじめに附された提要、いわゆる「書前提要」(台湾商務印書館景印、一九八三年)。

②『文淵閣四庫全書』に附された武英殿刻本『欽定四庫全書総目』(台湾商務印書館景印、一九八三年、以下「殿版」と略す)。

③同治七年(一八六八)、浙江本を重刻した広東書局重刊本、いわゆる「粵刻本」(『欽定四庫全書総目』台北藝文印書館景印、一九六九年、第三版を使用。なお、原田種成氏編『訓点本四庫提要』経部二、書・詩類、汲古書院、一九八二年も同版)。

また、対校の結果、若干の文字を改めた箇所もある。それらについては校勘において記した。

一、原文に見られる俗字、異体字、闕筆などはすべて正字体に改め、それらについては校勘において注記していない。但し、別字の場合は、煩を避けず一々注記することとした。また避諱字は原文、訓読ではそのまま残し、現代語訳において正しく示した。なお、擡頭、平出については、いずれも反映させていない。

一、〔注〕における引用書名、篇名などについては、基本的に初

出の場合は正名を記し、再出以後は誤解のないと思われる範囲で適宜省略した。とくに目録類の引用については煩雑を避けるため以下のごとくしばしば略称を用いた。

『隋書』經籍志↓『隋志』

『旧唐書』經籍志↓『旧唐志』

『新唐書』藝文志↓『新唐志』

一、本訳注の先行研究としては、すでに小原廣行氏「四庫提要詩類選訳② 毛詩正義四十卷」(『詩経研究』第十六号、一九九一年)がまとめられている。また、注釈の体裁をとつてはいないが、吉川忠夫氏「杏雨書屋蔵『毛詩正義』単疏本解題」(武田科学振興財団杏雨書屋編『毛詩正義』、武田科学振興財団、二〇一一年)にも本提要を取り上げて詳細な解題がなされている。本稿を成すにあたり、両氏の研究から多大なる恩恵を受けたことを、ここに記しておく。

毛詩正義四十卷「内府藏本」

【一】漢毛亨傳、鄭元箋、唐孔穎達疏。案漢書藝文志、毛詩二十九卷、毛詩故訓傳三十卷。然但稱毛公、不著其名。後漢書儒林傳

始云、趙人毛萇傳詩、是爲毛詩。其長字不從艸。隋書經籍志載毛詩二十卷、漢河閒太守毛萇傳、鄭氏箋。於是詩傳始稱毛萇。然鄭元詩譜曰、魯人大毛公爲訓詁傳於其家。河閒獻王得而獻之、以小毛公爲博士。陸璣毛詩草木蟲魚疏亦云、孔子刪詩授卜商、商爲之序以授魯人曾申、申授魏人李克、克授魯人孟仲子、仲子授根牟子、根牟子授趙人荀卿、荀卿授魯國毛亨、毛亨作訓詁傳、以授趙國毛萇。時人謂亨爲大毛公、萇爲小毛公。據是二書、則作傳者、乃毛亨非毛萇。故孔氏正義亦云、大毛公爲其傳、由小毛公而題毛也。隋志所云、殊爲舛誤。而流俗沿襲、莫之能更。朱彝尊經義考乃以毛詩二十九卷題毛亨撰、注曰佚、毛詩訓詁傳三十卷題毛萇撰、注曰存。意主調停、尤爲於古無據。今參稽衆說、定作傳者爲毛亨。以鄭氏後漢人、陸氏三國吳人、併傳授毛詩、淵源有自、所言必不誣也。

〔校勘〕

- ① 書前提要にはこの字無し。
- ② 書前提要は「毛詩古訓傳三十卷」に作る。
- ③ 書前提要は「于」に作る。
- ④ 書前提要、殿版は「註」に作る。
- ⑤ 書前提要、殿版は「註」に作る。

⑥底本、粵刻本は「尤」に作る。書前提要、殿版は「尤」に作る。今、これに従つて改める。

⑦書前提要は「并」に作る。

〔訓読〕

漢の毛亨の伝、鄭元の箋、唐の孔穎達の疏。漢書芸文志を案ずるに、毛詩二十九卷、毛詩故訓伝三十卷、と。然れども但だ毛公とのみ称して、其の名を著さず。後漢書儒林伝に始めて云ふ、趙人毛萇詩に伝す。是れを毛詩と為す、と。其の長の字は艸に従はず。隋書経籍志に、毛詩二十卷、漢の河間太守毛萇の伝、鄭氏の箋を載す。是に於いて詩伝始めて毛萇と称す。然れども鄭元の詩譜に曰はく、魯人大毛公訓詁を為りて其の家に伝ふ。河間献王得て之を献じ、小毛公を以て博士と為す、と。陸璣の毛詩草木虫魚疏にも亦た云ふ、孔子詩を刪りて卜商に授く。商之が序を為りて以て魯人曾申に授け、申は魏人李克に授け、克は魯人孟仲子に授け、仲子は根牟子に授け、根牟子は趙人荀卿に授け、荀卿は魯国毛公に授け、毛公は詁訓伝を作り、趙国毛萇に授く。時人亨を謂ひて大毛公と為し、萇を小毛公と為す、と。是の二書に抛れば、則ち伝を作りし者は、乃ち毛亨にして毛萇に非ず。故に孔氏の正義にも亦た云ふ、大毛公其の伝を為り、小毛公に

由りて毛と題するなり、と。隋志の云ふ所は、殊に舛誤たがひ為り。而るに流俗沿襲し、之を能く更むる莫し。朱彝尊しゅいそんの経義考には、乃ち毛詩二十九卷を以て毛亨撰と題し、注して佚すと曰ひ、毛詩訓故伝三十卷に、毛萇撰と題し、注して存すと曰ふ。意は調停を主とし、尤も古に於いて抛る無しと為す。今衆説を参稽し、定めて伝を作りし者は毛亨と為す。鄭氏は後漢の人、陸氏は三国呉の人なるを以て、併びに毛詩を伝授す。淵源自る有り、言ふ所は必ず誣あやまらざるなり。

〔現代語訳〕

漢の毛公の『伝』、鄭玄の『箋』、唐の孔穎達の『疏』、『漢書』藝文志によれば、『毛詩』二十卷、『毛詩故訓伝』三十卷」とある。しかし、どちらもその作者をただ「毛公」と称するだけで、その名を明らかにしていない。『後漢書』儒林伝には初めて、「趙国の毛長が『詩』に注釈を施した。これが『毛詩』である」という。その「長」の字は「艸」によつていない。『隋書』経籍志には、『毛詩』二十卷、前漢の河間太守毛萇の『伝』、鄭氏の『箋』と記載されており、そこで『詩』の伝の作者がはじめて毛萇であると述べられている。しかし、鄭元の『詩譜』には、「魯人の大毛公が『訓詁』を作り、その家に伝えた。河間献王がこれを得て、

天子に献上し、それによって小毛公を博士とした」とある。陸璣の『毛詩草木虫魚疏』にもやはり、「孔子が『詩』を刪定し、卜商子夏に授け、卜商がこれに序を作り、魯国の曾申に授けた。曾申は魏国の李克に授け、李克は魯国の孟仲子に授け、孟仲子は根牟子に授け、根牟子は趙国の荀卿に授け、荀卿は魯国の毛亨に授けた。毛亨は『訓詁伝』を作り、趙国の毛萇に授けた。当時の人々は、毛亨を大毛公とし、毛萇を小毛公とした」という。この二書によれば、『詁訓伝』の作者は毛亨であつて、毛萇ではないことになる。それゆえに孔穎達の『毛詩正義』にもやはり、「大毛公がその『詁訓伝』を著し、さらに小毛公にちなんで『毛詩』と題するようになったのである」という。そうであるならば『隋書』経籍志の説は、きわめて誤りであるといえる。しかし、世間ではそのような誤つた字説に従つて、これを改めることはできなかつたのである。清の朱彝尊の『経義考』には、はじめて『毛詩』二十九卷を「毛亨撰」と題し、注して「佚す」といい、『毛詩訓故伝』三十卷を「毛萇撰」と題し、注して「存す」といつている。しかし朱彝尊の意図は、あくまで諸説の調停を主とするところにある、とくに古の文献において、その根拠となるものがあるわけではない。今、こうして衆説を考証して、『詁訓伝』を著したのは毛亨であると定めることにする。鄭氏は後漢の人、陸氏は三国

呉の人であり、ともに『毛詩』を直接に伝授された人々である。したがつて、その説の淵源には確かな根拠があり、彼らの言葉は決して偽りのものではないと考える。

〔注〕

(一) 毛詩正義四十卷 はじめに『毛詩正義』を中心に、『五経正義』および『十三経注疏』の流伝について概略を述べておく。主なテキストには「単疏本」、「宋刊八行本注疏」、「宋刊十行本注疏」、「明刊本十三経注疏」、「嘉慶『重刊宋本十三経注疏校勘記』」の五種が挙げられる。

○単疏本……『五経正義』の撰定は、唐の貞観十二年(六三八)より始まり、永徽四年(六五三)に完成を迎え、天下に頒布された。これらはいずれも鈔本であり、経注本とは別に「単疏本」として流布していた。この『五経正義』の刊行は、北宋の端拱元年(九八八)に着手され、淳化五年(九九四)に国子監において五経すべてが版行されたということが王応麟の『玉海』卷四十三「端拱校五経正義」に述べられている。さらに景德二年(一〇〇五)頃には刻版が終えられた。しかし、これらの北宋単疏刊本(監本)はいずれも湮滅しており、現存している宋刊単疏本は、すべて南宋の覆刻、あるいは翻刻であるとい

われている。『毛詩』に関しては、南宋紹興九年（一一三九）の覆刻本『毛詩正義』四十卷（国宝、武田科学振興財団、杏雨書屋蔵、巻一から巻七の首部を闕く）が存している。

○宋刊八行本注疏……現在一般的に見ることのできる経注疏の合刻は越刊八行本に始まる。南宋乾道年間（一一六五～一一七三）、淳熙年間（一一七四～一一八九）にかけて、『周易』、『尚書』、『周礼』が両浙東路茶塩司（紹興府）において刊行された。のち紹熙二年（一一九一）には、『毛詩』と『礼記』、慶元六年（一二〇〇）には『左氏伝』が出版された。他にも『論語』と『孟子』も八行本として出版されたことが確認されており、この二者は慶元以後と考えられる。八行本の名称は、半葉の行款が八行であることによる。これは五代以来の国子監版経注本の行款を用いたためであるという。『毛詩』に関しては、残本の鈔本が台湾故宮博物院（觀海堂旧蔵本）に蔵されている。

○宋刊十行本注疏……この版本は福建省建安の書肆の手により刊行された坊刻本であり、紹熙三年（一一九二）から嘉定年間（一二〇八～一二二四）であるとされる。この版は宋元の間にも覆刻が行われ、明の正徳年間（一五〇六～一五二一）には、これら諸版が南京の国子監において補修され、いわゆる正徳十行本注疏（南雍本、南監本）として彙集印刷された。この

原版は元代の覆刻版であるといわれている。この十行本は、半葉十行であることからこの名称があり、現在通行する『經典釈文』を附刻した経注疏音義合刻本としては初めての版本である。この形式は以後広く普及し、明代以後、これが閩本の直接の底本となったのははじめ、監本、毛本などのもともなった。さらには清の阮元によってこの十行本が重刻されることになる。しかしながら、各書の巻数の分け方などは、すでに単疏本や八行本とは全く異なっている。『毛詩』に関しては、宋刻の初印本『附釈音毛詩註疏』二十卷（重文、汲古書院影印、足利学校遺蹟図書館後援会、長澤規矩也氏解題、一九七三、七四年）が足利学校遺蹟図書館に収められている。

○明刊本十三経注疏……大きく分けて「閩本」、「監本」、「毛本」の三つの版本がある。

「閩本」は、閩中（福建）において、御史の李元陽、提学僉事の江以達が嘉靖十一、二年から十五、六年の間（一五三二～一五三七）にかけて刊行したものである。ゆえに李元陽本、嘉靖本ともいわれる。正徳本に依拠しつつ他の諸本と校合して刊行したという。半葉九行。経、大字単行。注、中字単行。釈文・疏、小字双行。

「監本」は、北京の国子監において、万曆十四年から二十一年

(一五八六〜一五九三)にかけて刊行されたものである(重校監本)。ゆえに万曆本ともいう。閩本をもとにして、八行本、十行本を参酌して補訂した善本といわれるが、その伝本は稀であり、ほとんどが明末の重修監本である。半葉九行。注、小字右側単行。釈文・疏、小字双行。

「毛本」は、常熟(江蘇省)の汲古閣において、崇禎元年(一六二八)から同十二年(一六三九)にかけて、監本をもとにして刊行されたものである。それゆえに汲古閣本、崇禎本ともいう。汲古閣の主人である毛晋(一五九八〜一六五九)は蔵書家で知られ、子の毛辰とともに多くの書籍を出版した。清代においては明刊本十三經注疏のなかでも「毛本」が広く用いられ、覆刻本も出版されている。半葉九行。注、中字単行。釈文・疏、小字双行。

○嘉慶『重刊宋本十三經注疏校勘記』……一般に嘉慶本と称される。これは宋版十行本を底本とするが、恐らくは阮元(一七六四〜一八四九)が所蔵していた明の正徳十行本を重刻したものとされる。ゆえに阮元本、阮刻本ともいう。清の嘉慶二十年(一八一五)仲春に開雕され、十九ヶ月を要して翌年仲秋に完成した。はじめは黄氏古芸書屋において刊行され、のちに江西南昌府学で印行された。四百十六卷、一万一千八百一十葉

の板であったという。この版本の特徴としては、阮元が『十三經注疏』を重刊するに先立って作成した「十三經注疏校勘記」が盧宣旬によつて摘録され、毎卷末に附されている。この「校勘記」作成の背景には、それまで広く流布されていた「毛本」には誤りが多く、阮元はそれに不満を抱いていたことが挙げられる。さらに日本から逆輸入の形で伝来した山井鼎(一六八〇〜一七二八)編纂、荻生徂徠(一六六五〜一七二八)補遺による『七經孟子考文』二百卷や根本遜志(一六九九〜一七六四)校刊『論語集解義疏』十卷といった、中国では失われた日本旧写本による校勘書の存在も大きかったようである。とりわけ阮元は『七經孟子考文』に多大な影響を受けており、その編纂方針を参考にしている。版本の精度のみならず、この「校勘記」が附されたことこそ嘉慶本が現在に至るまで流布した大きな原因と考えられる。しかしこの重刊本もその誤刻を指摘する声が多く、道光六年(一八二六)、南昌府学教授であった朱華臨によつて校正されたものが刊行された。以後、同治十二年(一八七三)江西書局、光緒十八年(一八九二)など多くの重刊本、覆刻本が刊行されている。現在通行している藝文印書館影印『重刊宋本十三經注疏 附校勘記』も道光六年重刊本である。

以上の『五經正義』の成立、および『十三經注疏』の版本に

ついでの詳細は以下の研究を参考されたい。

- ・内藤虎次郎氏「影印秘府尊藏宋槧单本尚書正義解題」(『支名学』五十三、一九二九年、のちに『内藤湖南全集』第七卷、筑摩書房、一九七〇年、所収)
- ・鈴木虎雄氏「五経正義撰定答問」(『桑原博士還暦記念東洋史論叢』同祝賀編、弘文堂書房、一九三二年、所収)
- ・長澤規矩也氏『書誌学論考』(第一篇「注疏本考」、自家版、一九三七年、のちに『長澤規矩也著作集』第一卷、汲古書院、一九八二年、所収)
- ・吉川幸次郎氏「毛詩正義校定資料解説」(『東方学報(京都)』第十三冊第二分、一九四三年、のちに『吉川幸次郎全集』第十卷、筑摩書房、一九七〇年、所収)
- ・福島吉彦氏「唐五経正義撰定考——毛詩正義研究之一——」(『山口大学文学会誌』第二十四卷、一九七三年)
- ・関口順氏「十三経注疏校勘記」略説(『埼玉大学紀要』(教養学部)第十九卷、一九八三年)
- ・野間文史氏『五経正義の研究——その成立と展開』(研文出版、一九九八年)

なお次に現在刊行されている『毛詩正義』の訳注を挙げておく。

- ・岡村繁氏『毛詩正義訳注』(第一冊、中国書店、一九八六

『四庫全書総目提要』「毛詩正義」訳注(重野)

年)

- ・田中和夫氏『毛詩注疏訳注 小雅(一)』(白帝社、二〇一〇年)
- ・同氏『毛詩注疏訳注 小雅(二)』(白帝社、二〇一三年)
- (二) 内府蔵本 『四庫全書』で用いられたテキストには、おおむね以下の六種類がある。
 - ・勅撰本(清初より乾隆時までの間に勅令によって編纂されたもの)
 - ・内府蔵本(宮中に所蔵され、御覽に供するためのもの)
 - ・永楽大典本(明代の類書『永楽大典』中より散佚書を拾い集めたもの)
 - ・各省採進本(各地の巡撫が民間より徴発もしくは購入したもの)
 - ・家蔵本(蔵書家より借用の形で提供させたもの)
 - ・通行本(巷間に流布するごくありふれたもの)この「内府蔵本」は、清代では皇史宬、懋勤殿、摘藻堂、昭仁殿、武英殿、永和宮、景陽宮、上書房、内閣大庫、含経堂に安置された。
- (三) 毛亨 生卒年未詳。前漢、魯の人。また河間の人ともいう。『詩』の学を子夏より伝授され、『毛詩故訓伝』を著した。そ

の他、事績未詳。

(四) 鄭玄 鄭玄。後漢、順帝、永建二年(一二七)く獻帝、建安五年(二〇〇)。字は康成。青州北海郡高密の人。八世の祖鄭崇は哀帝の時の尚書僕射。二十歳のころに郷里の小吏に就く。二十六歳のとき洛陽の太学に入り、第五元先に師事し、『京氏易伝』や『春秋公羊伝』などの今文学を学び、さらに東郡において、張恭祖から『周礼』や『礼記』、『春秋左氏伝』などの古文学を得ている。三十六、七歳のときには、当代一の大儒であった馬融に入門し、その学問を大いに認められた。嘉平四年(一七五)、四十九歳のときに「党錮の禁」を被り、それ以後は門戸を閉ざして学問と著述に専念した。禁が解かれた後も晩年に至るまでその姿勢は一貫して変わらなかった。伝は『後漢書』卷三十五に立てられている。多くの著作を残したが、現存するのは『周礼注』、『儀礼注』、『礼記注』の三礼注と『毛詩箋』二十卷のみであり、それ以外は佚文として伝わっている。なお、『提要』の本文が「元」に作るのは、康熙帝の諱である「玄」を避諱したことによる。鄭玄の研究としては、

・藤堂明保氏「鄭玄研究」(蜂屋邦夫編『儀礼士昏疏』汲古書院、一九八六年、所収)

が全体にわたって論述されている。また『詩』学の総論として

は、

・大川節尚氏『三家詩より見たる鄭玄の詩経学』(関書院、一九三七年)

・邊土名朝邦氏「鄭玄の詩経解釈学」(九州大学中国哲学研究会『中国哲学論集』第六号、一九八〇年)

などがあり、近年においては、

・田中和夫氏「鄭玄の詩経学―毛伝・鄭箋の異同をめぐって―」(『毛詩正義研究』白帝社、二〇〇三年、所収、もと「幽風」七月」の鄭玄箋と『周官』籥章の記述」として『目加田誠博士古稀記念中国文学論集』龍溪書社、一九七四年、所収)

・池田秀三氏「鄭玄における「毛詩箋」の意義」(渡邊義浩編『兩漢における詩と三伝』汲古書院、二〇〇七年、所収)などが挙げられる。

(五) 孔穎達 陳、宣帝、太健六年(五七四)く唐、太宗、貞観二十二年(六四八)。字は仲達、沖遠。冀州県衡水の人。孔子三十二世の孫ともいわれる。隋の煬帝の大業初(六〇五)に、科挙の明経科に及第し、後に大学助教となる。唐に至り、国子博士、国子司業を歴任し、その際に『隋史』の編纂や唐五礼の制定などに従事した。のち貞観十二年(六三八)には、国子祭

酒となり、太宗の勅命により『五經正義』編纂の中心人物となった。伝は『旧唐書』卷七十三、および『新唐書』卷一百九八「儒学上」に立てられている。

(六) 漢書藝文志……毛詩故訓傳三十卷 『漢書』卷三十「藝文志」に見える。

(七) 後漢書儒林傳始云……是爲毛詩 『後漢書』卷六十九下「儒林伝下」に以下のごとく見える。

魯人申公受詩於浮丘伯、爲作詁訓、是爲魯詩。齊人轅固生亦傳詩、是爲齊詩。燕人韓嬰亦傳詩、是爲韓詩。三家皆立博士。趙人毛萇傳詩、是爲毛詩、未得立。

(魯人の申公は詩を浮丘伯に受け、詁訓を為作し、是れを魯詩と爲す。齊人の轅固生も亦た詩を伝へ、是れを齊詩と爲す。燕人の韓嬰も亦た詩を伝へ、是れを韓詩と爲す。三家皆な博士を立つ。趙人の毛萇も詩を伝へ、是れを毛詩と爲すも、未だ立つを得ず)

「毛萇」は、生卒年未詳。前漢、趙の人。毛亨を大毛公と称するのに対し、毛萇を小毛公と称する。『漢書』卷八十八「儒林伝」には、

毛公趙人也。治詩爲河間獻王博士、授同國貫長卿。長卿授解延年、延年爲阿武令、授徐敖。敖授九江陳俠、爲王莽講學大

夫。由是言毛詩者、本之徐敖。

(毛公は趙人なり。詩を治めて河間獻王の博士と爲り、同國の貫長卿に授く。長卿解延年に授け、延年阿武令と爲り、徐敖に授く。敖九江の陳俠に授け、王莽の講學大夫と爲る。是れ由り毛詩を言ふ者は、之を徐敖に本づく)

とあり、『後漢書』儒林伝の記述もこれに拠っている。

ところで「毛萇」について、『提要』は「其の長の字は艸に従はず」と述べるが、現行『後漢書』諸本においてそのような異同は見られないが、『正義』周南閔雎詁訓伝第一「毛詩国風」の條の疏文に引く『後漢書』儒林伝では「長」に作っている。これについて、阮元は『毛詩注疏校勘記』の「趙人毛長伝詩」の條において、「閔本明監本毛本同。案此不誤。浦鏜云、萇誤長。非也。釋文序録云、一云名長。通志堂本作萇者、誤。詳後考證。困學紀聞引作長云、今後漢書作萇。亦其證也。(閔本・明監本・毛本同じ。案ずるに此れ誤りならず。浦鏜云ふ、萇長に誤る、と。非なり。積文の序録に云ふ、一に名は長と云ふ、と。通志堂本萇に作るは、誤りなり。後の考証に詳らかなり。困学紀聞 引きて長に作りて云ふ、今の後漢書萇に作る、と。亦た其の証なり)」と述べている。

(八) 隋書經籍志載……鄭氏箋 『隋書』卷三十二、經籍志、經

部「詩」に、「毛詩二十卷」「漢河間太守毛萇傳鄭氏箋」と見える。「河間太守」とあるが、これはたとえば、清、姚振宗『隋書經籍志考証』(『二十五史補編』第四冊、開明書店、一九三六年、所収)をはじめ、標点本『隋書』(中華書局刊)の「校勘記」に、「太傅原作太守。日本國見在書目、守作傅。按漢代置河間國、後魏才置河間郡。毛萇應是河間王太傅。今據改。(太傅は原と太守に作る。日本國見在書目に、守は傅に作る。按ずるに漢代は河間國を置き、後魏才かに河間郡を置く。毛萇は応に是れ河間王の太傅なるべし。今抛りて改む)」と指摘するように「太傅」が正しい。

(九) 鄭元詩譜曰……以小毛公爲博士 この引用は『正義』周南関雎詁訓伝第一「毛詩國風」の條の疏文に見える。

『詩譜』三卷。佚書。正しくは『毛詩譜』(『後漢書』鄭玄伝)といい、『毛詩』の構成について、その見解をまとめたもの。

その体裁は、全体の序文にあたる「詩譜序」、そしてその後に十六の「譜」から成っている。この「譜」は、「譜説」と「譜図」とによって構成され、「譜説」は『毛詩』の詩篇の配列にほぼ従って、それら詩篇の淵源や歴史的地理的背景などを明らかにしようとしたものである。対して「譜図」は「譜説」に基づいて各詩篇を表形式に示したものである。したがって、『詩

譜』という名称はこの「譜図」によるところが大きい。「詩譜序」と「譜説」は、ほぼ『正義』に引かれていると見てよいが、「譜図」については『正義』が引用しなかったため現在ではその内容は失われてしまっている。その復元には、北宋の歐陽脩をはじめ、清の朱鶴齡、戴震、吳騫、丁晏、胡元儀らが試みている。なお『詩譜』に関する専論には、

・福島吉彦氏「詩譜考——毛詩研究」(『池田末利博士古稀記念東洋学論集』同記念事業会編、一九八〇年、所収)

・同氏「詩譜考統編」(『山口大学文学会誌』三二、一九八〇年)

・堀池信夫氏「『詩譜』のコスモロジー」(『中国文学のコスモロジー』内山知也編、東方書店、一九九〇年、所収)

などがある。とくに近年においては、

・馮浩菲氏『鄭氏詩譜訂考』(山東大学文史哲研究院専刊)、上海古籍出版社、二〇〇八年)

が詳細な注を施している。

(一〇) 河間獻王 ? 前漢、武帝、元光五年(前一二〇)。第六代景帝の第三子、第七代武帝の異母弟である劉徳の封諡号。河間に封ぜられ、歿後に献と諡を賜った。学問を愛好したこと知られ、山東の諸儒は多く従って遊学したという。伝は『史

『記』卷五十九「五宗世家」および『漢書』卷五十三「景十三王傳」に立てられている。『漢書』の伝には次のようにある。

河間獻王德以孝景前二年立、修學好古、實事求是。從民得善書、必爲好寫與之、留其眞、加金帛賜以招之。繇是四方道術之人、不遠千里、或有先祖舊書、多奉以奏獻王者。故得書多與漢朝等。是時、淮南王安亦好書、所招致率多浮辯。獻王所得書、皆古文先秦舊書。周官尚書禮記孟子老子之屬、皆經傳說記、七十子之徒所論。其學舉六藝、立毛氏詩、左氏春秋博士。

(河間獻王德 孝景の前二年を以て立ち、学を修め古を好み、事を実として是を求む。民従り善書を得れば、必ず為に好く写して之を与へ、其の眞を留む。金帛を加へて賜ひて以て之を招く。是れ繇り四方の道術の人、千里を遠しとせず、或いは先祖の旧書有れば、奉じて以て獻王に奏むる者多し。故に書を得ること多くして漢朝と等し。是の時、淮南王安も亦た書を好むも、招致する所は率ね多くは浮辯なり。獻王の得る所の書は、皆な古文先秦の旧書なり。周官・尚書・礼・礼記・孟子・老子の属、皆な経伝説記、七十子徒の論ずる所なり。其の学は六藝を挙げ、毛氏の詩、左氏の春秋博士を立つ)

(一一) 陸璣 生卒年未詳。字は元格。三国呉、呉郡の人。『釈

『四庫全書総目提要』毛詩正義 詠注(重野)

文』序録によれば、官は呉の太子中庶子、烏程令に至る。なお、『隋志』および、平安、藤原佐世『日本国見在書目録』卷三「詩家」をはじめ、しばしば諸書が「陸璣」とするのは誤り。これについては『提要』卷十五、経部、詩類一「毛詩草木鳥獸虫魚疏」において詳しい考証がなされている。

(一二) 毛詩草木蟲魚疏 二卷。陸璣撰。『毛詩草木鳥獸虫魚疏』ともいう。但し書名は以下の目録によってやや異なる。

- ・『隋志』……毛詩草木蟲魚疏二卷〔烏程令呉郡陸璣撰〕
- ・『釈文』序録……陸璣毛詩草木鳥獸蟲魚疏二卷
- ・『日本』……毛詩草木鳥獸疏二卷〔晉陸璣撰〕
- ・『旧唐志』……毛詩草木鳥獸蟲魚疏〔陸璣撰〕
- ・『新唐志』……陸璣草木鳥獸蟲魚疏二卷
- ・『崇文総目』……毛詩草木鳥獸蟲魚疏二卷
- ・『通志』……草木鳥獸蟲魚疏二卷〔呉陸璣〕
- ・『郡齋讀書志』……毛詩草木鳥獸禽魚疏二卷
- ・『直齋書録解題』……毛詩鳥獸草木蟲魚疏二卷
- ・『宋志』……陸璣草木鳥獸蟲魚疏二卷
- ・『文献通考』……毛詩草木鳥獸蟲魚疏二卷
- ・『経義考』……陸氏「璣」毛詩草木鳥獸蟲魚疏
- ・『提要』……毛詩草木鳥獸蟲魚疏二卷

その名の通り『毛詩』に見える草、木、鳥、獸、虫、魚といった動植物を『毛伝』や『爾雅』に拠って解したものであるが、異説を立てている例もある。その名物研究としては最も古い。

原書は散佚しており、現行二巻本は『毛詩正義』の引用を中心として再編された輯佚本であり、名物に関する『正義』の説はいずれも本書に拠っている。注解書には、明、毛晋撰『毛詩草木鳥獸虫魚疏広要』四卷（『津逮秘書』および『四庫全書』等所収）、清、丁晏撰『毛詩草木鳥獸虫魚疏校正』一卷（『頤志齋叢書』所収）などがある。またわが国、江戸の淵在寛が図と注解を附した『陸氏草木鳥獸虫魚疏図解』四卷附一卷（安永八年〔一七七九〕刊、『先哲遺著漢籍国字解全書』第五卷、早稲田大学出版部、一九二六年、所収）が知られる。

この引用は、『毛詩草木鳥獸虫魚疏』巻下「毛詩」に見える。なお『釈文』序録にも「毛詩者、出自毛公。河閒獻王好之。徐整云、子夏授高行子。高行子授薛倉子。薛倉子授帛妙子。帛妙子授河閒人大毛公。毛公爲詩故訓傳於家、以授趙人小毛公。小毛公爲河閒獻王博士、以不在漢朝。故不列於學。一云、子夏傳曾申。申傳魏人李克。克傳魯人孟仲子。孟仲子傳根牟子。根牟子傳趙人孫卿子。孫卿子傳魯人大毛公。（毛詩は、毛公自り出づ。河閒獻王之を好む。徐整云ふ、子夏は高行子に授く。高行子は

薛倉子に授く。薛倉子は帛妙子に授く。帛妙子は河閒の人大毛公に授く。毛公詩故訓伝を家に為りて、以て趙人小毛公に授く。小毛公河閒獻王の博士と為るも、以て漢朝に在らず。故に学に列せず。一に云ふ、子夏は曾申に伝ふ。申は魏人李克に伝ふ。克は魯人孟仲子に伝ふ。孟仲子は根牟子に伝ふ。根牟子は趙人孫卿子に伝ふ。孫卿子は魯人大毛公に伝ふ」といい、一説として『毛詩草木鳥獸虫魚疏』を引いている。

(一三) 孔子刪詩 孔子が『詩』を筆削、編纂したという、いわゆる「孔子刪詩説」は、古くは『史記』卷四十七「孔子世家」に以下のように見える。

古者詩三千餘篇、及至孔子、去其重、取可施於禮義。上采契后稷、中述殷周之盛、至幽厲之缺、始於衽席。故曰、關雎之亂以爲風始。鹿鳴爲小雅始、文王爲大雅始、清廟爲頌始。三百五篇孔子皆弦歌之、以求合韶武雅頌之音。禮樂自此可得而述、以備王道、成六藝。

（古は詩三千餘篇あり、孔子に至るに及んで、其の重を去り、礼儀に施すべきを取る。上は契・后稷より采り、中は殷周の盛んなるを述べ、幽厲の缺に至るまで、衽席より始まる。故に曰はく、関雎の乱は以て風の始めと為し、鹿鳴は小雅の始めと為し、文王は大雅の始めと為し、清廟は頌の始めと為す。

三百五篇あり、孔子皆な之を弦歌して、以て韶武雅頌の音に合ふを求む。礼樂此れ自り得て述ぶべし、以て王道に備へて、六藝を成す)

こうした孔子と『詩』との関係は、その具体性などに対して後代の経学者たちによって論争が繰り広げられるものの、一般には広く信じられていた。そうした議論については、『史記』孔子世家の本條に対して、滝川亀太郎の『史記会注考証』にまとめられている。また「孔子刪詩説」の思想史的側面については、
・江口尚純氏「詩経における孔子刪定説の諸相——宋代までの学説を中心にして」(『詩経研究』第二十四号、一九九九年)に論じられている。

(一四) 卜商 前五〇七年頃?。字は子夏。春秋時代の衛(河南省)の人(『史記』卷六十七「仲尼弟子列伝」の『史記素隠』が引く鄭玄の説には晋の温国の人という)。孔門十哲の一人。『史記』卷六十七「仲尼弟子列伝」によれば、孔子より四十四歳年少であるという。卜商が『詩』に通じていたことは『論語』八佾篇に、「子夏問曰、巧笑倩兮、美目盼兮、素以爲絢兮、何謂也。子曰、繪事後素。曰、禮後乎。子曰、起予者商也。始可與言詩已矣。(子夏問ふて曰はく、巧笑倩たり、美目盼たり、素

以て絢を為すとは、何の謂ひぞや、と。子曰はく、繪事は素より後にす、と。曰はく、礼は後か、と。子曰はく、予を起こす者は商なり。始めて与に詩を言ふべきのみ、と」と見えており、さらに鄭玄は『詩譜』において、「大序は子夏作。小序は子夏毛公合作。卜商意有不盡、毛更足成之。(大序は是れ子夏の作なり。小序は是れ子夏・毛公の合作なり。卜商の意尽くさざる有りて、毛更に之れを足し成せり)」「(『釈文』卷五、毛詩音義上「之徳也」の條に沈重の按語として引く)と述べ、「詩序」の大序は卜商の作、各篇の小序は毛公との合作であるとす。また『孔子家語』卷九「七十二弟子解」にも、「習於詩能通其義。(詩を習ひて能く其の義に通ず)」とあり、王肅は「子夏所叙詩義、今之毛詩序是。(子夏の叙ぶる所の詩義は、今の毛詩の序是れなり)」と注する。

(一五) 曾申 生卒年未詳。名は申、『釈文』序録によれば、字は子西、春秋時代の魯の人、曾参そうしんの子。一説には孫という(趙岐『孟子題辞』、朱熹『孟子集註』など)。『孟子』公孫丑上に「曾西」としてその名が見える。『釈文』序録には「左丘明作傳以授曾。申傳衛人呉起。(左丘明は伝を作りて以て曾に授く。申は衛人呉起に授く)」といい、『詩』の学だけでなく『春秋』の学においても重要な人物であった。呉起との関係については、

『史記』卷六十五「孫子吳起列伝」に、「吳起者、衛人也。好用兵。嘗學於曾子、事魯君。（吳起は、衛人なり。用兵を好む。嘗て曾子に学び、魯の君に事ふ）」と見える。

(一六) 李克 前四五五? 前三九五。名は愷。戦国時代、魏の臣。魏の文侯（在位前四二四〜三八七）に仕え、のちに宰相となり、魏の富国強兵に尽くした。また刑名学の祖としても知られ、『法経』六篇を編纂したと伝えられる。その学は法家に多大な影響を与え、のちに商鞅の六律、さらには漢の九章律へと継承発展された。また『漢書』藝文志には『李子』三十二巻が著録されているが、現在は伝わらない。

(一七) 孟仲子 生卒年未詳。戦国時代、魯の人。孟子の従兄弟であり、孟子十七弟子の一人。また子思の弟子（『釈文』序録注引『詩譜』）。『孟子』公孫丑下に名が見える。詳しい事績は未詳。

(一八) 根牟子 生卒年未詳。戦国時代、周の人。その他、詳しい事績は未詳。

(一九) 荀卿 前三一三年? 前二三八年?。荀子。戦国時代、趙の人。名は況。しばしば荀卿、孫卿（荀と孫が音通のため）とも敬称される。諸国を遊歴し、斉においては諸国から集めた学者たち、いわゆる「稷下の学」の祭酒の座に三たび就いた。

のち楚の宰相黄歇（春申君）に任用され蘭陵の令となったが、その死後とともに罷免され、そのまま同地で歿した。弟子には韓非や李斯、また『詩』が漢代に伝えられるのに大きな役割を果たした浮邱伯がいる。「性悪説」で知られるその学説、思想は、のちに『荀子』二十巻としてまとめられている。伝は『史記』卷七十四「孟子荀卿列伝」に立てられている。荀子の詩説については、

・杖下隆之氏「荀子の詩説——特に三家詩説との関係」（『東方学』第六輯、一九五三年）

・吉田照子氏『韓詩外伝』と『荀子』——引詩の特色（『福岡女子短大紀要』第六一号、二〇〇三年）

などが挙げられる。

(二〇) 故孔氏正義亦云……由小毛公而題毛也 『毛詩正義』周南関雉詁訓伝「毛詩國風」の條の疏文に、「趙人毛公名萇也。譜云、魯人大毛公爲詁訓、傳於其家。河間獻王得而獻之、以小毛公爲博士。然則大毛公爲其傳、由小毛公而題毛也。（趙人の毛公名は萇なり。譜に云ふ、魯人の大毛公詁訓を爲り、其の家に伝ふ。河間獻王得て之を獻じ、小毛公を以て博士と爲す。然らば則ち大毛公其の伝を爲り、小毛公に由りて毛と題するなり）」と見える。

(一一) 朱彝尊 明、毅宗、崇禎二年(一六二九)〜清、聖祖、康熙四十八年(一七〇九)。字は錫鬯、竹垞と号す。秀水の曾祖父は明末の大学士である朱国祚。康熙十八年(一六七九)に博学鴻詞科に推挙され、合格して翰林院檢討に就き、『明史』の編纂に参加した。康熙二十八年(一六八九)に帰郷して以後は著述に専念した。顧炎武、閻若璩とともに金石考証の学に通じて名声があつた。また詩は王士禎と併称され、詞は陳維崧とともに「朱陳」と称された。主な著作としては『經義考』があり、他に『曝書亭集』八十卷、『日下旧聞』四十二卷、『明詩綜』一百卷、『詞綜』三十八卷などがある。伝は『清史稿』卷四百八十四「文苑一」に立てられている。

(一二) 經義考 三〇〇卷(うち、卷二百八十六「宣講」「立学」、卷二百九十九「家学」、卷三百「自述」の三卷は項のみで闕文)。原名は『經義存亡考』。現在の形としては、乾隆二十年(一七五五)頃刊行された。一種の經学目録であり、經書を二十九項目に分類し、それぞれの典籍の著者、書名、卷数、さらには「存」、「亡」、「闕」、「未見」とを記し、その書物に係がある論説を紹介する。とりわけ明代の学説を多く引用している。こうした体例は朱彝尊自身、馬端覧の『經籍考』に倣つたと述べている。『曝書亭集』卷三十三「寄礼部韓尚書書」、『提要』卷八十五、

史部四十一「目錄類一」に著録されている。

『提要』の引用は、『經義考』卷一百「詩三」に、「毛氏「亨」詩故訓傳 漢志三十「闕」卷「釋文序録二十卷」佚」とあり、「毛氏「莒」詩傳 漢志二十九卷「唐志十卷」存」(以上『文淵閣四庫全書』本に拠る)と見える。なお、最も通行している四部備用本では「漢志三十三卷」に作る。これについて『点校補正 經義考』(林慶彰氏主編(中央研究院文哲所古籍整理叢刊)、中央研究院中国文哲研究所籌備処、一九九七年)第三冊の校勘に、「卷上空格、四庫本注闕、備用本誤作三。(卷の上は空格、四庫本は闕と注す、備用本は誤りて三に作る)」という。

【二】鄭氏發明毛義、自命曰箋。博物志曰、毛公嘗爲北海郡守、康成是此郡人、故以爲敬。推張華所言、蓋以爲公府用記、郡將用箋之意。然康成生於漢末、乃修敬於四百年前之太守、殊無所取。案說文曰、箋、表識書也。鄭氏六藝論云、注詩宗毛爲主。毛義若隱略、則更表明、如有不同、即下己意、使可識別。「案此論今佚、此據正義所引。」然則康成特因毛傳而表識其傍、如今人之簽記、積而成帙。故謂之箋。無庸別曲說也。

〔校勘〕

- ①書前提要、殿版は「日」に作る。
②書前提要、殿版は「註」に作る。

〔訓読〕

鄭氏は毛の義を發明し、自ら命づけて箋と曰ふ。博物志に曰はく、毛公嘗て北海の群守為り。康成は是れ此の郡の人なり。故に以て敬を為す、と。張華の言ふ所を推せば、蓋し以て公府には記を用ゐ、郡将には箋を用ふる意と為すならん。然れども康成は漢末に生まる。乃ち敬を四百年前の太守に修むるは、殊に取る所無し。案ずるに説文に曰はく、箋は、表識の書なり、と。鄭氏の六芸論に云ふ、詩に注するに毛を宗びて主と為す。毛の義若し隠略なれば、則ち更に表明し、如し同じからざる有れば、即ち己が意を下し、識別すべからしむ、と。「案ずるに此の論今佚す。此は正義の引く所に拠る。」然らば則ち康成 特だ毛伝に因りて其の傍に表識するのみにして、今人の簽記、積みて帙を成すが如し。故に之を箋と謂ふ。別に曲説するを庸ふる無きなり。

〔現代語訳〕

鄭玄は『毛詩』の意義を明らかにし、自ら『箋』と名附けた。

これについて張華の『博物志』では、「毛公はかつて北海の群守であつた。康成も同じくこの郡の出身である。それゆえに毛公に敬意を払つたのである」と述べている。この張華の説を推し量れば、公府では「記」を用い、郡将では「箋」を用いたという意味となる。しかしながら、康成は漢末に生まれており、四百年も前の太守に敬意を払うというのは、全く取るに足らないことである。『説文』には、「箋は、表識の書」とある。また、鄭氏の『六藝論』には、「詩」に注を施す際には、『毛伝』を貴んで主とした。『毛伝』の意義で、もし分かりにくいところがあれば、これに基づいてさらに明らかにし、意見が異なるところがあれば、自らの意見を述べて判断を下し、きちんと識別できるようにした」といつている。「この『六藝論』の文は、現在では佚している。ここでは『毛詩正義』の引用に拠つた。」そうであるならば、康成はただ『毛伝』の説に従つて、その傍らに表識しただけであり、それはちょうど近人の覚え書きが、しだいに積もつて帙をなすほどの量になったことと同じである。だから「箋」というのである。別段曲説する必要はないのである。

〔注〕

(一) 博物志曰……故以爲敬 『博物志』、十卷『隋志』に拠る、

晋の張華撰。原本は四百卷であったが、晋の武帝の命により十卷に刪定したとされる。原書はすでに散佚しており、後人が諸書より現行十卷に輯佚したもの。その内容は、山川地理、歴史人物、草木、鳥獸、魚虫、医薬、神話伝説、神仙方術、器物などさまさまなことに及ぶ。『提要』卷一百四十二、子部五十二「小説家類三」に著録されている。

この引用は、『博物志』卷六「文籍攷」に、「聖人制作曰經、賢者著述曰傳。鄭玄注毛詩曰箋、不解此意。或云、毛公嘗爲北海郡守、玄是此郡人、故以爲敬。(聖人の制作を經と曰ひ、賢者の著述を伝と曰ふ。鄭玄毛詩に注して箋と曰ふ、此の意を解せず。或ひと云ふ、毛公嘗て北海の郡守爲り、玄は是れ此の郡の人なり、故に以て敬を爲す、と)」と見える。「北海」は、現在の山東省益都県から掖県に至る一帯をいう。「郡守」は、郡太守、太守ともいい、中央政府の任補する長吏の一。郡の長官とその官衙を指す。

(二) 張華 三国魏、明帝、太和六年(三三二年)〜西晋、惠帝、永康元年(三〇〇)。三国魏から西晋の詩人、政治家。字は茂先。范陽方城の人。下級貴族の出身で、幼い頃に孤児となり、羊飼をして貧しい生活をしていたが、広く学問に通じ、文章を

能くし、函緯方技の書に至るまで精通していたため、同郷の名士であった盧欽や劉放の推輓を受け、のちに阮籍に『鷦鷯賦』が認められ、広く名を知られるようになった。魏に仕えてからは、中書郎、黄門侍郎、度支尚書などを歴任し、やがて武帝による呉平定を推進して勲功を挙げるなどして、広武県侯に封ぜられた。のち司空まで昇りつめたが、八王の乱に巻き込まれ、趙王司馬倫によって処刑された。張華はすぐれた人材を登用したことでも知られ、そのなかには陳寿や陸機、陸雲など、もとは敵国であった者も多い。著作は『博物志』のほか、明人の編による『張司空集』一卷がある。伝は『晋書』卷三十六に立てられている。

(三) 蓋以爲公府用記、郡將用箋之意 「記」、「箋」ともに官府において用いられる文書、書札をいう。「公府」は、三公府をいい、「郡將」は、郡の長官、すなわち太守をいう。当時、公府では役人が三公に差し出す上書を「記」といい、郡の民が太守に差し出す上書を「箋」といった。そのため、鄭玄はかつて北海郡の太守であった毛公に敬意を表して「箋」という名称を書名に用いたというのである。こうした背景には、たとえば、『文心雕龍』卷五「書記第二十五」に、「公府奏記、而郡將奏牋。記之言志、進己志也。牋者、表也。表識其情也。崔寔奏記於公

府、則崇讓之德音矣。黄香奏牋於江夏、亦肅恭之遺式矣。（公府には記を奏し、而して郡将には牋を奏す。記の言は志、己が志を進むるなり。牋とは、表なり。其の情を表識するなり。崔寔の記を公府に奏せしは、則ち崇讓の德音なり。黄香の牋を江夏に奏せしも、亦た肅恭の遺式なり」とあるのに基づいていると考えられる。

(四) 説文曰 『説文解字』五上「竹部」に、「箋、表識書也。

从竹𦏧聲。（箋は、表識の書なり。竹に从ふ𦏧の声）」とある。

これについて段玉裁の『説文解字注』には、「鄭六藝論云、注詩宗毛爲主。毛義若隱略、則更表明、如有不同、即下己意。按注詩僞箋、自説甚明。博物志云、毛爲北海相。鄭是郡人、故稱箋以爲敬。此泥魏晉時上書、僞箋之例。絶非鄭意。（鄭の六藝論に云ふ、詩に注するに毛を宗びて主と爲す。毛の義若し隱略なれば、則ち更に表明し、如し同じからざる有れば、即ち己が意を下す、と。按ずるに詩に注して箋と僞すれば、自説甚だ明らかなり。博物志に云ふ、毛は北海の相なり。鄭は是れ郡の人なり、故に箋と称して以て敬を爲す、と。此れ魏晉の時の上書、箋と僞するの例に泥む。絶えて鄭の意に非ず）」と注し、やはり『博物志』の説を斥けている。

(五) 六藝論 佚書。『隋志』には「六藝論一卷 鄭玄撰」とあ

る。鄭玄の六経（易、書、詩、礼、楽、春秋）に対する総論。成立年代については説が分かれており、『春秋公羊伝』序の徐彦の「疏」に、「鄭君先作六藝論訖、然後注書。（鄭君先づ六藝論を作り訖りて、然る後に注書す）」とあり、鄭玄が諸経に注する以前の最も初期の著作であるとす。これに対して、朱彝尊（『経義考』卷二百三十六「六藝論」）や清の陳鱣（『簡莊文鈔』卷二「六藝論叙」）は『六藝論』に先の「注詩宗毛……」という文言があるため、その成立は諸経よりも後であるとす、徐彦の説を批難している。また、清の皮錫瑞は『六藝論疏証』自序（『統修四庫全書』経部「群経総義類」所収）において、「當在七緯注成之後、三禮草創之時。（當に七緯の注成りし後、三礼草創の時に在るべし）」といい、『六藝論』は緯書への注の後、三礼への注の前であるとす折衷の立場をとっている。なお佚文は、清、馬国翰『玉函山房輯佚書』卷五十二「五経総類」に輯佚されている。『六藝論』についての研究としては、

・間嶋潤一氏「鄭玄の『六藝論』（詩論）について」（北海道教育大学『人文科学』第三十二号—一、一九八一年）

・金子恒雄氏「鄭玄の六藝論疑義」（『詩経研究』第八号、一九八三年）

が挙げられる。

この一文は、『釈文』卷五、毛詩音義上「鄭氏箋」の條に、「案鄭六藝論云、注詩宗毛爲主。毛義若隱略、則更表明、如有不同、即下己意、使可識別也。」と引かれており、また『提要』の原注がいうように、『正義』周南閔雎詁訓伝「鄭氏箋」の條の疏文にも引かれている。なお、下文の「疏」では、「鄭於諸經、皆謂之注、此言箋者、呂忱字林云、箋者、表也、識也。鄭以毛學審備、遵暢厥旨、所以表明毛意、記識其事。故特稱爲箋。餘經無所遵奉。故謂之注。注者、著也。言爲之解說、使其義著明也。(鄭は諸經に於いて、皆な之を注と謂ふも、此れ箋と言ふは、呂忱の字林に云ふ、箋とは、表はすなり、識すなり、と。鄭は毛の学の審備にして、厥の旨を遵暢するを以ての所以に毛の意を表明して、其の事を記識す。故に特に称して箋と爲す。餘經は遵奉する所無し。故に之を注と謂ふ。注とは、著はすなり。言ふところは之が為に解説し、其の義をして著明にせしむるなり)」といい、晋の呂忱の『字林』の訓詁に基づいて「識別」を「記識」と解しており、『六藝論』の意味とはやや異なる。

【二】自鄭箋(二)既行、齊魯韓三家遂廢。〔案此陸德明經典釋文之說。〕然箋與傳義亦時有異同。魏王肅作毛詩注(三)毛詩義駁毛詩奏事毛詩問難諸書、以申毛難鄭。歐陽修引其釋衛風擊鼓五章、謂鄭不如王。〔見詩本義。〕王基又作毛詩駁以申鄭難王。王應麟引其駁芣苢一條、謂王不及鄭。〔見困學紀聞、亦載經典釋文。〕晉孫毓作毛詩異同評、復申王說。陳統作難孫氏毛詩評、又明鄭義。〔竝見經典釋文。〕祖分左右、垂數百年。至唐貞觀十六年、命孔穎達等因鄭箋爲正義。乃論歸一定、無復岐途。(四)

〔校勘〕

- ① 殿版にこの字無し。
- ② 書前提要、殿版は「註」に作る。
- ③ 書前提要は「玉麟」に作る。
- ④ 書前提要は「鄭統」に作る。
- ⑤ 書前提要は「教百年」に作る。
- ⑥ 書前提要、殿版は「岐塗」に作る。

〔訓読〕

鄭箋 既に行はれて自り、齊・魯・韓の三家遂に廢る。「案ずるに此れ陸德明の經典釈文の説なり。」然れども箋と伝とは、義

亦た時に異同有り。魏の王肅毛詩注・毛詩義駁・毛詩奏事・毛詩問難の諸書を作り、以て毛を申べて鄭を難ず。歐陽脩其の衛風擊鼓の五章を釈するを引き、鄭は王に如かず、と。「詩本義に見ゆ。」王基又た毛詩駁を作り、以て鄭を申べて王を難ず。王肅其の芣苢を駁する一條を引き、王は鄭に及ばずと謂ふ。「困学紀聞に見ゆ。經典釈文に載す。」晋の孫毓毛詩異同評を作り、復た王説を申ぶ。陳統難孫氏毛詩評を作り、又た鄭の義を明らかにす。「並びに經典釈文に見ゆ。」祖左右に分かるること、數百年に乗とす。唐の貞觀十年、孔穎達等に命じ、鄭箋に因りて正義を為らしむるに至り、乃ち論一定に帰し、復た岐途する無し。

〔現代語訳〕

『鄭箋』が世に通行するようになってから、齊、魯、韓の三家詩はそのまま衰退してしまつた。「これは陸徳明の『經典釈文』の説である。」しかしながら『鄭箋』と『毛伝』とは、その解釈をめぐつて時として異同が見られる。魏の王肅は『毛詩注』、『毛詩義駁』、『毛詩奏事』、『毛詩問難』といった注釈を著し、そこで『毛伝』の義を申べて『鄭箋』の説を斥けている。北宋の歐陽脩は、王肅の衛風「擊鼓」の五章に見える説を引き、「鄭玄は王肅に及ばない」と述べている。『詩本義』に見える。」王基はまた

『毛詩駁』を著し、そこで鄭玄を申べて王肅を退けている。王肅は『毛詩駁』において、「芣苢」の詩における『鄭箋』に対する王肅の反駁の一條を引き、「王肅は鄭玄に及ばない」と評している。『困学紀聞』に見える。(王基については)同じく『經典釈文』に記載されている。」晋の孫毓は『毛詩異同評』を著し、さらに王肅の説を申べている。陳統は『難孫氏毛詩評』を著し、そこで鄭玄の義を明らかにしている。「いづれも『經典釈文』に見える。」このように学派が王肅と鄭玄の二派に分かれること、じつに數百年に及んだ。唐の貞觀十六年(六四二)、孔穎達らに勅命がくだり、『鄭箋』の説に基づいて『毛詩正義』を作らせると、ようやく論が一つに定まり、それ以後ふたび説が二つに分かれることはなくなつたのである。

〔注〕

(一) 自鄭箋……遂廢 原注にもあるように、『釈文』序録に、「後漢鄭衆賈逵傳毛詩、馬融作毛詩注、鄭玄作毛詩箋、申明毛義難三家。於是三家遂廢矣。(後漢の鄭衆・賈逵は毛詩を伝へ、馬融は毛詩の注を作り、鄭玄は毛詩箋を作り、毛の義を申べ明らかにして三家を難ず。是に於いて三家遂に廢れり)」と見える。

(二) 陸徳明 梁、簡文帝、太宝元年(五五〇)？唐、太宗、

貞觀四年（六三〇）。唐代の儒學者。名は元朗、字である徳明をもつて通称される。蘇州呉の人。はじめ汝南の周弘正に師事し、のちにその弟子である張譏に学んでその学を伝えた。陳、隋、唐に仕え、官は国子博士に至り、呉県男に封ぜられ、秦王府十八学士の一人に挙げられた。著には『經典釈文』三十卷のほか、『老子疏』十五卷、『易疏』二十卷などがあるが現在では散佚している。伝は『旧唐書』卷一百八十九上「儒学伝」および『新唐書』卷一百九十八「儒学伝上」に立てられている。

(三) 經典釋文 三十卷。陸徳明撰。唐の至徳元年（五八三）頃の成立。体裁は「序録」一卷、「周易音義」一卷、「尚書音義」二卷、「毛詩音義」三卷、「周礼音義」二卷、「儀礼音義」一卷、「礼記音義」四卷、「春秋左氏音義」六卷、「春秋公羊音義」一卷、「春秋穀梁音義」一卷、「孝經音義」一卷、「論語音義」一卷、「老子音義」一卷、「莊子音義」三卷、「爾雅音義」二卷から成る。こうした十四の典籍に対して音釈や訓詁を記し、さらに校勘を加えている。注を附した字はおよそ一万六千、漢魏六朝以来の二百三十餘家に及ぶ音義を保存している。それらは南朝の中心言語であった金陵の讀書音を記しており、北方の隋で著された『切韻』と合わせて音韻学史上においても貴重な資料である。また校勘においては、文字の異同のみならず、正字や

異体字についても厳密に区分されて記載されている。現在通行しているテキストには、「通志堂経解本」（『四部叢刊初編』所収）のほか、清の盧文弨の校訂による「抱經堂叢書本」（『叢書集成初編』所収）がある。『經典釈文』の研究としては、清、黃焯『經典釈文彙校』があり、これは「通志堂経解本」を底本に据え、宋本や諸書のテキストと校合し、さらに清人らの校語を加えたすぐれた研究である。また、清、呉承仕『經典釈文序録疏証』は、卷一「序録」について、極めて詳細に考証を施したものである。

(四) 王肅 後漢、献帝、興平二年（一九五）〜三国魏、曹髦、甘露元年（二五六）。魏の儒學者。字は子雍。東海郟の人。会稽太守、司空であった王朗（？〜二二八年）の子。官は中領軍散騎常侍に至り、歿後、車騎將軍を追贈された。伝は『三国志』卷十三、魏書「王朗伝」中に附載されている。その伝には、初、肅善賈馬之學、而不好鄭氏、采會同異、爲尚書詩論語三禮左氏解、及撰定父朗所作易傳、皆列於學官。其所論駁朝廷典制郊祀宗廟喪紀輕重、凡百餘篇。時樂安孫叔然、受學鄭玄之門、人稱東州大儒。徵爲祕書監、不就。肅集聖證論以譏短玄、叔然駁而釋之、及作周易春秋例毛詩禮記春秋三傳國語爾雅諸注、又注書十餘篇。

(初め肅は賈・馬の学を善くし、鄭氏を好まず。同異を采会して、尚書・詩・論語・三礼・左氏の解を為り、父朗の作る所の易伝を撰定するに及び、皆な学官に列す。其の論駁する所の朝廷の典制・郊祀・宗廟・喪紀・輕重、凡そ百餘篇。時に樂安の孫叔然、学を鄭玄の門に受け、人東州の大儒と称す。微されて秘書監と為るも、就かず。肅 聖証論を集して以て玄を譏短するや、叔然駁して之を積き、周易・春秋例・毛詩・礼記・春秋三伝・国語・爾雅の諸注を作るに及び、又た注書十餘篇を注書す)

とあり、その学問姿勢とともに鄭学に対する批判のことが述べられている。また鄭玄を批判するために孔安国の名に仮託して『孔子家語』十卷を偽作したことも知られる。『隋志』にはおよそ二十もの著作が著録されているが、『孔子家語』を除きいずれも散佚している。なお王肅の『詩』学については、
 ・坂田新氏「王肅の詩経学」(『目加田誠博士古稀記念中国文学論集』同編輯委員会編、龍溪書舎、一九七四年、所収)がある。

(五) 毛詩注 佚書。もと二十卷。王肅撰。諸目録の記載は以下の通り。

・『隋志』……毛詩二十卷 [王肅注 梁有二十卷 鄭玄王肅合

注]

・『积文』序録……王肅注二十卷

・『旧唐志』……毛詩二十卷 [王肅注]

・『新唐志』……王肅注二十卷

・『通志』……毛詩二十卷 [王肅注]

『輯佚書』卷十四「経編詩類」に「毛詩王氏注四卷」として輯佚されている。

(六) 毛詩義駁 佚書。もと八卷。王肅撰。諸目録の記載は以下の通り。

・『隋志』……毛詩義駁八卷 [王肅撰]

・『旧唐志』……毛詩雜義駁八卷 [王肅撰]

・『新唐志』……雜義駁八卷

・『通志』……毛詩義駁八卷 [王肅注]

『輯佚書』卷十五「経編詩類」に「毛詩義駁一卷」として輯佚されている。

(七) 毛詩奏事 佚書。一卷。王肅撰。諸目録の記載は以下の通り。

・『隋志』……毛詩奏事一卷 [王肅撰 毛詩問難二卷 王肅撰

七]

・『通志』……毛詩奏事一卷 [王肅]

『輯佚書』卷十五「経編詩類」に「毛詩奏事一卷」として輯佚されている。

(八) 毛詩問難 佚書。もと二卷。王肅撰。先の『隋志』の「毛詩奏事」注に、「有毛詩問難二卷 王肅撰亡」と見えるほか、諸目録の記載は以下の通り。

・『旧唐志』……毛詩問難二卷「王肅撰」

・『新唐志』……問難二卷

・『通志』……問難二卷「唐藝文志」

『輯佚書』卷十五「経編詩類」に「毛詩問難一卷」として輯佚されている。

(九) 申毛難鄭 王肅および以下に述べる六朝の諸家の批判は、『釈文』序録に、「魏太常王肅更述毛非鄭、荊州刺史王基駁王肅申鄭義。晋豫州刺史孫毓爲詩評、評毛鄭王肅三家異同、朋於王。徐州從事陳統難孫申鄭。(魏の太常の王肅 更に毛を述べて鄭を非る。荊州刺史の王基 王肅を駁して鄭の義を申ぶ。晋の豫州刺史の孫毓 詩評を為り、毛・鄭・王肅の三家の異同を評して、王に用す。徐州従事の陳統 孫を難じて鄭を申ぶ)」と見える。

(一〇) 歐陽脩 北宋、真宗、景德四年(一〇〇七) 神宗、熙寧五年(一〇七二)。歐陽脩ともいう。字は永叔、醉翁、六一

居士と号し、文忠と諡される。吉州廬陵の人。唐宋八大家の一。多くの著作を遺し、それらは『歐陽文忠公集』一五三巻にまとめられている。伝は『宋史』巻三百十九に立てられている。『詩』の注釈書としては『詩本義』十六巻(『提要』詩類一に著録)があり、歐陽脩はそこで『詩』の解釈が人々の人情に基づくべきであることを説いて旧注を批判した。そのため宋代新注の端を発したといわれる。歐陽脩の『詩』学に関する専論としては、

・坂田新氏「歐陽脩『詩本義』について」(『詩経研究』第一号、一九七四年)

・邊土名朝邦氏「歐陽脩の鄭箋批判」(『活水論文集』第二十三号、一九八〇年)

・江口尚純氏「歐陽脩の詩経学」(『詩経研究』第十二号、一九八七年)

・土屋裕史氏「歐陽脩の『詩本義』について——「人情」を中心に」(『中央大学大学院研究年報』三十二号、二〇〇二年)

・種村和史氏「『詩本義』に見られる歐陽脩の比喻説——伝箋正義との比較という視座で」(『芸文研究』八十七号、二〇〇四年)

・塩出雅氏「『詩本義』に見る序および毛・鄭批判」(『中国

学の十字路——加地伸行博士古稀記念論集』同記念論集刊
行会編、研文出版、二〇〇六年、所収)

などが挙げられる。

(一一) 引其釋衛風擊鼓五章、謂鄭不如王 「衛風擊鼓」とあるのは「邶風擊鼓」の誤りであろう。この議論は『詩本義』巻二

「擊鼓」に見え、それは詩の四章「死生契闊、與子成說、執子之手、與子偕老。(死生契闊、子と説を成せり、子の手を執りて、子と偕に老いん)」以下に対する注である。この句について、まず鄭玄は「從軍之士、與其伍約、死也生也、相與處勤苦之中、我與子成相説愛之恩。志在相存救也。(從軍の士、其の伍と約すらく、死するも生くるも、相ひ与に勤苦の中に処り、我れ子と相ひ説愛するの恩を成さんと。志は相ひ存救するに在るなり)」といい、從軍した兵士たちが互いに助け合うことを約束する言葉であると解している。それに対して王肅は「言國人家室之志。欲相與從生死契闊勤苦而不相離、相與成男女之數、相扶持俱老。(國人室家の志を言ふ。相ひ与に生死契闊勤苦に従ひて相ひ離れざらんことを欲し、相ひ与に男女の數を成し、相ひ扶持して俱に老いん)」(『正義』邶風「擊鼓」四章「疏」引)といい、從軍する夫が故郷を出る際の夫婦間の言辭としている。この二説について歐陽脩は次のように述べている。

論曰、擊鼓五章、自愛處而下三章、王肅以爲衛人從軍者、與其室家訣別之辭。而毛氏無説、鄭氏以爲軍中士伍相約誓之言。今以義考之、當時王肅之説爲是、則鄭於此詩、一篇之失大半矣。……言其卒伍豈宜相約偕老於軍中。此又非人情也。由是言之、王氏之説爲得其義。

(論に曰はく、擊鼓五章、爰に処るより而下三章は、王肅は以て衛人從軍する者、其の室家と訣別するの辭と爲す。而るに毛氏に説無く、鄭氏は以て軍中の士伍相ひ約誓するの言と爲す。今義を以て之を考ふるに、當時王肅の説是と爲せば、則ち鄭は此の詩に於いて、一篇の大半を失ふ。……其の卒伍を言ひて、豈に宜しく偕に軍中に老いんと相ひ約すべけんや。此れ又た人情に非ざるなり。是れに由りて之を言へば、王氏の説其の義を得たりと爲す)

(一二) 王基 ? 三国魏、元帝、景元二年(二六一)。字は伯輿。東萊曲城の人。官は中書侍郎、荊州刺史、征南將軍などを歴任し、東武侯に封じられた。歿後、司空を追贈され、景侯と諡された。伝は『三国志』巻二十七「魏書」に立てられている。その伝には、「散騎常侍王肅、著諸經傳解、及論定朝儀、改易鄭玄舊説、而基據持鄭義、常與抗衡。(散騎常侍王肅、諸經伝解を著し、朝儀を論定するに及び、鄭玄の旧説を改易す。而る

に基は鄭の義を抛持し、常に抗衡に与す」とあり、やはり王
肅との論争について述べられている。また『後漢書』鄭玄伝に
は、「其門人山陽郗慮至御史大夫、東萊王基、清河崔琰著名於
世。(其の門人の山陽の郗慮は御史大夫に至り、東萊の王基、
清河の崔琰は名を世に著せり)」とあり、王基が鄭玄の門人で
あったと記されているが、これについて、清、錢大昕は『廿二
史考異』卷十一、鄭玄伝「東萊王基」の條において、

按魏志、其卒於元帝景元二年、不言年壽若干。而基碑云年七
十二、溯其生年、當在初平元年庚午。康成以建安五年庚辰卒、
其時基僅十一歲、不得在弟子之列。恐范史誤也。基治經常申
鄭而駁王肅。故蔚宗疑爲康成弟子、要是私淑鄭學、非親受業
者也。

(魏志を按ずるに、其は元帝の景元二年に卒して、年壽若干
を言はず。而るに基の碑に年七十二と云ひて、其の生年を溯
れば、當に初平元年庚午に在るべし。康成は建安五年庚辰を
以て卒すれば、其の時基は僅か十一歳にして、弟子の列に在
るを得ず。恐らくは范史の誤りなり。基は經を治むるに常に
鄭を申べて王肅を駁す。故に蔚宗は疑ひて康成の弟子と為せ
しも、要するに是れ鄭學に私淑するのみにして、親しく業を
受くる者に非ざるなり)

と考証している。

(二三) 毛詩駁 佚書。一卷。王基撰。諸目録の記載は以下の通
り。

・『隋志』……毛詩駁一卷「魏司空王基撰 殘缺」

・『旧唐志』……毛詩駁五卷「王伯興撰」

・『新唐志』……王基毛詩駁五卷

・『通志』……毛詩駁五卷「魏司空王基」

『輯佚書』卷十五「經編詩類」に「毛詩駁一卷」として輯佚さ
れている。

(一四) 王應麟引其駁茆莛一條、謂王不及鄭 王應麟(南宋、寧
宗、嘉定十六年(一二三三)〜元、成宗、元貞二年(一二九六))。
字は伯厚、深寧と号す。慶元の人。淳祐元年(一二四二)の進
士。官は礼部尚書に至り、南宋滅亡後は故郷に隱棲して研究に
専心した。きわめて博学多識であり、その学は朱子学に根ざし
ながらも、これのみにとらわれることなく正確な考証をもって
知られた。そのためこの清朝の学者に高く評価され、考証学
の先駆ともいわれる。伝は『宋史』卷四百三十八「儒林伝」に
立てられている。また詳しい経歴については、錢大昕『深寧先
生年譜』一卷を参考。著には『困学紀聞』二十卷、『玉海』二
百卷、『小学紺珠』十卷ほか数多くあるが、『詩』に関するもの

としては『詩地理攷』六卷、『詩攷』一卷などがある(いずれも『津逮秘書』、『学津討原』、『四庫全書』などに収める)。「芎苢」は、『詩』周南の詩篇。但しこの議論は『困学紀聞』には見えず典拠未詳であるが、『正義』「芎苢」の疏文に、

王肅引周書王會云、芎苢如李、出於西戎。王基駁云、王會所記雜物奇獸、皆四夷遠國、各齎土地異物以爲貢贄。非周南婦人所得采。是芎苢爲馬舄之草、非西戎之木也。

(王肅周書の王會を引きて云ふ、芎苢は李の如くにして、西戎に出づ、と。王基駁して云ふ、王會の記す所の雜物奇獸は、皆な四夷遠國、各おの土地の異物を齎して以て貢贄と爲す。周南の婦人の得采する所に非ず。是れ芎苢は馬舄の草と爲し、西戎の木に非ざるなり、と)

とあり、ここに王基の王肅に対する反駁が引用されている。あるいはこのことを指しているのかもしれない。

(一五) 困学紀聞 二十卷。王昶麟撰。咸淳年間(一二六五〜一二七四)の成立、泰定二年(一三二五)刊。書名の「困学」は『論語』季氏篇に由来し、自序によれば「困窮に堪えて学問し、その読書によって得たことを記録した」の意。本書の体裁は、

卷一〜八「説経」(卷一「周易」、卷二「書」、卷三「詩」、卷四「周礼」、卷五「礼記」)「儀礼」(「大戴礼」、卷六「春秋」)「左氏

伝」、卷七「公羊伝」「穀梁伝」「論語」「孝経」、卷八「孟子」「小学」、卷九「天道」「曆数」、卷十「地理」「諸子」、卷十一〜十六「考史」、卷十七「評文」、卷十八「評詩」、卷十九「評文」、卷二十「雜識」から成り、およそ二千條もの細目を立てて考証、評論を行っている。『提要』卷一百十八、子部二十八「雜家類二」に著録されている。版本は、元刊本が『四部叢刊三編』に収められている。注釈としては、清代に閻若璩、何焯、錢大昕など著名な学者七人が箋注を附した「七箋本」があり、さらにこれらを集大成したものに翁元圻の『翁注困学紀聞』二十卷がある。また寛文元年(一六六一)刊の和刻本(『和刻本漢籍隨筆集』第十二集、汲古書院影印、一九七四年、所収)もある。

(一六) 孫毓 生卒年未詳。字は休朗(晋の馬総の『意林』では仲とする)。北海平昌の人。長沙太守(『隋志』に拠る。但し同集部には、「汝南太守孫毓集六卷」とある)。また先に引いた『釈文』序録には、「晋豫州刺史孫毓爲詩評、評毛鄭王肅三家異同、朋於王。」とある。『晋書』に立伝されておらず、詳しい事績は未詳。

(一七) 毛詩異同評 佚書。もと十卷。孫毓撰。諸目録の記載は以下の通り。

・『隋志』……毛詩異同評十卷〔晋長沙太守孫毓撰〕

・『**積文**』序録……孫毓詩同異評十卷。

・『**旧唐志**』……毛詩異同評十卷〔孫毓撰〕

・『**新唐志**』……孫毓異同評十卷

・『**通志**』……毛詩異同評十卷〔晉孫毓撰〕

『**輯佚書**』卷十五「**經編詩類**」に「毛詩異同評三卷」として輯佚されている。詳しくは、

・坂田新氏『**毛詩異同評**』をめぐって（早稲田大学『**中国文学研究**』二号、一九七六年）を参看。

(一八) **陳統** 生卒年未詳。字は元方。『**積文**』序録に、「徐州從事陳統、難孫申鄭。(徐州従事の陳統、孫を難じて鄭を申ぶ)」とある。著には『**難孫氏毛詩評**』四卷のほか、『**毛詩表隱**』二卷(『**隋志**』に拠る)がある。やはり『**晋書**』に立伝されており、詳しい事績は不明であるが、『**太平御覽**』宗親部七「姉妹」に引く臧榮緒の『**晋書**』(清、湯球輯『**九家旧晋書輯本**』の「臧榮緒晋書」補遺に収める)に、「陳統字元方、弟絃字偉方、俱清秀知。」と見え、また『**古今圖書集成**』**經籍典**、詩經部「**紀事二**」に引く『**徐州人物志**』なる書には、「陳統字元方、爲徐州従事。篤志好學、尤專精經義。於漢儒箋注、窮其闡奧。」

嘗著毛詩難孫氏評四卷、以駁孫申鄭、極有理致。(陳統字は元方、徐州従事爲り。志に篤く字を好み、尤も經義に專精す。漢儒の箋注に於いて、其の闡奥を窮む。嘗て毛詩難孫氏評四卷を著して、以て孫を駁して鄭を申ぶるに、極めて理致有り)とある。

(一九) **難孫氏毛詩評** 佚書。もと四卷。陳統撰。諸目録の記載は以下の通り。

・『**隋志**』……難孫氏毛詩評四卷〔晉徐州従事陳統撰 梁有毛詩表隱二卷 陳統撰 亡〕

・『**旧唐志**』……難孫氏詩評四卷〔陳統撰〕

・『**新唐志**』……陳統難孫氏詩評四卷

・『**通志**』……難孫氏毛詩評四卷〔晉陳統〕

『**輯佚書**』卷十六「**經編詩類**」に「難孫氏毛詩評一卷」として輯佚されている。

(二〇) 至唐貞觀十六年、命孔穎達等因鄭箋爲正義 孔穎達と『**五經正義**』編纂の關係については、『**旧唐書**』卷一百八十九上「儒學上」に、

太宗又以經籍去聖久遠、文字多訛謬、詔前中書侍郎顏師古考定五經、頒於天下、命學者習焉。又以儒學多門、章句繁雜、詔國子祭酒孔穎達、與諸儒撰定五經義疏。凡一百七十

卷、名曰五經正義、令天下傳習。

(太宗又た経籍の聖を去ること久遠にして、文字訛謬多きを以て、前の中書侍郎顔師古に詔して五經を考定せしめ、天下に頒ち、学者に命じて習はしむ。又た儒学の門多く、章句の繁雜なるを以て、国子祭酒孔穎達に詔して、諸儒と五經の義疏を撰定せしむ。凡べて一百七十卷、名づけて五經正義と曰ひ、天下をして伝習せしむ)

とある。また『旧唐書』孔穎達伝には、

先是、與顔師古司馬才章王恭王琰等諸儒、受詔撰定五經義訓。凡一百八十卷。名曰五經正義。……付國子監施行、賜穎達物三百段。

(是れより先、顔師古・司馬才章・王恭・王琰等の諸儒と、詔を受けて五經の義訓を撰定す。凡て一百八十卷。名づけて五經正義と曰ふ。……国子監に付して施行せしむ、穎達到物三百段を賜ふ)

とあり、『新唐書』孔穎達伝にも、

初穎達、與顔師古司馬才章王恭王琰、受詔撰五經義訓。凡百餘篇、號義贊。詔改爲正義云。

(初め穎達、顔師古・司馬才章・王恭・王琰と、詔を受けて五經の義訓を撰す。凡そ百餘篇、義贊と号す。詔して改

めて正義と為さしむと云ふ)

といい、『五經正義』撰修には、他に顔師古、司馬才章、王恭、王琰らが中心となったことが述べられている。その編纂経緯の詳細については、先に挙げた内藤氏、鈴木氏、吉川氏の研究をはじめとして、とくに福島氏「唐五經正義撰定考」および野間氏前掲書に尽くされており、そちらを参看されたい。

【四】毛傳二十九卷、隋志附以鄭箋、作二十卷。疑爲康成所併。

穎達等以疏文繁重、又析爲四十卷。其書以劉焯毛詩義疏、劉炫毛詩述義爲(六)稟本。故能融貫群言、包羅古義、終唐之世、人無異詞。惟王讜(七)唐語林記、劉禹錫聽施士句講毛詩、所說維鶉在梁、陟彼岵兮、勿剪(八)勿拜、維北有斗四義、稱毛未注。然未嘗有所詆排也。至宋鄭樵、特其才辨、無故而發難端。南渡諸儒、始以掊擊毛鄭爲能事。元延祐科舉條制、詩雖兼用古注疏、其時門戶已成、講學者迄不遵用。沿及明代、胡廣等竊劉瑾之書、作詩經大全、著爲令典。於是專宗朱傳、漢學遂亡。然朱子從鄭樵之說、不過攻小序耳。至於詩中訓詁、用毛鄭者居多。後儒不考古書、不知小序自小序、傳箋自傳箋、闕然佐鬪、遂併毛鄭而棄之。是非惟不知毛、鄭爲何語、殆併朱子

之傳亦不辨爲何語矣。

〔校勘〕

- ①書前提要、殿版は「辯」に作る。
- ②書前提要、殿版は「辯」に作る。

〔訓読〕

毛伝二十九卷、隋志附するに鄭箋を以てし、二十卷に作る。

疑ふらくは康成の併せし所と為さん。孔穎達等疏文の繁重なるを以て、又た析かちて四十卷と為す。其の書劉焯の毛詩義疏、劉炫の毛詩述義を以て稿本と為す。故に能く群言を融貫し、古義を包羅し、唐の世を終へるまで、人に異詞無し。惟だ王讜の唐語林に、劉禹錫施士句の毛詩を講ずるを聴くに、説く所の、維れ鵝梁に在り、彼の帖に陟る、翦ること勿かれ拜くこと勿かれ、維れ北に斗有り、の四義は、毛未だ注せずと称すと記す。然れども未だ嘗て詆排する所有らざるなり。宋の鄭樵に至り、其の才辨を恃み、故無くして難端を發す。南渡の諸儒、始めて毛鄭を掎撃するを以て能事と為す。元の延祐の科挙の條制に、詩は兼ねて古注疏を用ふと雖も、其の時、門戸已に成り、講學者迄に遵用せず。沿ひて明代に及び、胡広等劉瑾の書を竊み、詩經大全を作り、

著して令典と為す。是に於いて専ら朱伝を宗とし、漢学遂に亡ぶ。然れども朱子鄭樵の説に従ふは、小序を攻むるに過ぎざるのみ。詩中の訓故に至りては、毛鄭を用ふる者多きに居る。後儒は古書を考へず、小序は自ら小序なるを知らず、伝箋は自ら伝箋なるを知らず。闕然として鬪を佐け、遂に毛鄭を併せて之を棄つ。是れ惟だ毛鄭は何の語を為せるかを知らざるのみ。殆んど朱子の伝を併せて、亦た何の語を為せるかを辨ぜざるなり。

〔現代語訳〕

『毛伝』は二十九卷であつたが、『隋書』経籍志では『鄭箋』を附して二十卷としている。恐らくこれは鄭玄が合わせたのであらう。孔穎達らは疏文が繁重になつてしまつたため、さらにこれを分けて四十卷とした。その書は、劉焯の『毛詩義疏』、劉炫の『毛詩述義』を定稿としている。それ故に『毛詩正義』は、多くの言説を融貫し、古義を包括しており、唐代が終わるまでこれに異を唱える者はいなかつたのである。王讜の『唐語林』には、「劉禹錫は、施士句が『毛詩』を講義するのを聴き、「維れ鵝梁に在り」「彼の帖に陟る」「翦ること勿かれ拜くこと勿かれ」「維れ北に斗有り」の四義について、毛伝は十分に注を施していないと述べた」と記している。しかしながら、いまだ毛伝を詆排する者は

現れていない。宋の鄭樵になると、彼はその才気と巧みな辨舌とによって、根拠も無しに批判を始めた。南渡のころの諸儒になると、始めて『毛伝』『鄭箋』を批難攻撃することを能事とするようになった。元の延祐年間（一三二四〜一三三〇）の科挙の制度には、『詩』は古注と疏を一緒に用いることと定められているが、そのころには「門戸」がすでに確立しており、講学者はかくて古注と疏とを遵用することはしなかったのである。そのまま明代に及び、胡広らは劉瑾の書を剽窃し、『詩経大全』を著し、それを標榜してテキストとした。そこで、専ら朱子の『詩集伝』を尊重するようになり、これによって漢学はそのまま滅んでしまった。しかしながら、朱子が鄭樵の説に拠っているのは、小序を攻撃するという一点だけに過ぎず、その詩中の訓詁については、『毛伝』と『鄭箋』の説を用いることがきわめて多い。後の儒者は古書を考えることをせず、小序は自ら小序であり、『伝』『箋』は自ら『伝』『箋』であることを理解せずに、声をあげて荒々しく『詩集伝』に与し、そのまま『毛伝』と『鄭箋』とを棄て去ってしまった。これは『毛伝』と『鄭箋』が何の語をなしているかを理解しないだけでなく、ほとんど朱子の『詩集伝』についても、やはり何の語をなしているかをわきまえていないのである。

〔注〕

(一) 隋志附以鄭箋、作二十卷 『隋志』に、「毛詩二十卷 漢

河間太傅毛萇傳 鄭氏箋」と見える。

(二) 劉焯 梁、武帝、大同十年（五四四）〜隋、煬帝、大業六年（六一〇）。隋の儒学者、曆学者、声律学者。字は士元。信都昌亭の人。盟友である劉炫とともに、隋の国史編纂、洛陽經石の校訂に従事し、当時「二劉」と称せられた。のちに煬帝が即位すると太学博士に任命されたが、すぐに病を理由に退いた。伝は『隋書』卷七十五「儒林」に立てられている。それによれば、劉焯は若い頃に劉炫とともに『詩』学を同郷の劉軌思のもとで学んだことが記されており、また著作には『稽極』十卷、『曆書』十卷、『五経述議』が挙げられているが、現在ではいずれも散佚している。なお伝は『北史』卷八十二「儒林下」にも立てられている。

(三) 毛詩義疏 佚書。『隋書』劉焯伝に見える『五経述議』に含まれていたものと考えられる。内容はわずかに『毛詩正義』の引用に見えるのみで、『隋志』および『旧唐志』、『新唐志』、いずれにも著録されおらず、またそのほかの著作も全く著録されていない。これについて野間文史氏は、劉炫にも「述義」と称した著作が五書（『論語述義』、『孝経述義』、『春秋述義』、『尚

書述義』、『毛詩述義』あり、これらは『隋書』劉炫伝および『隋志』にはみな著録されている。恐らくは重複する劉焯の著作は劉炫の著作に収録されていたので、のちの目録類には省かれてしまったのであろう(野間氏前掲書、十五、十六頁参看)。

なお「義疏」とは、經書注解の一形態であり、南北朝時代初期に普及し始め、その末期には注釈学の主流を占めるに至った。

『詩』についても、たとえば『隋志』には七書もの『毛詩義疏』が著録されている。

(四) 劉炫 梁、武帝、大同十二年(五四六)?、隋、煬帝、大業九年(六一三)?。生卒年は諸説あり一定しない。字は光伯。河間景城の人。劉焯とともに「二劉」と称せられた。のちに太学博士となるが、生涯の大半を無位無官で過ごした。著に『論語述義』十卷、『春秋攻味』十卷、『五經正名』十二卷、『孝經述義』五卷、『春秋述義』四十卷、『尚書述義』二十卷、『毛詩述義』四十卷、『注詩序』一卷、『算術』一卷(以上『隋書』劉炫伝に拠る)など多数あったが、現存するのは『孝經述義』の残卷二卷のみである。伝は劉焯と同じく『隋書』「儒林」および『北史』「儒林下」に立てられている。

(五) 毛詩述義 佚書。もと四十卷。劉炫撰。諸目録の記載は以下の通り。

・『隋志』……毛詩述義四十卷「國子助教劉炫撰」
・『旧唐志』……毛詩述義三十卷「劉炫撰」
・『新唐志』……劉炫述義三十卷
・『日本』……毛詩述義卅卷「劉炫撰」
『輯佚書』卷十七「經編詩類」に「毛詩述義一卷」として輯佚されている。

(六) 夔本 『毛詩正義』を編纂するにあたり、劉焯、劉炫の注釈を中心に置いたことは、『正義』序に、

其近代爲義疏者、有全緩何胤舒瑗劉軌思劉醜劉焯劉炫等。然焯炫、並聰穎特達、文而又儒、擢秀幹於一時、騁絕纒於千里。固諸儒之所揖讓、日下之無雙。於其所作疏内、特爲殊絶。今奉勅刪定、故據以爲本。

(其れ近代に義疏を爲る者には、全緩・何胤・舒瑗・劉軌思・劉醜・劉焯・劉炫等有り。然れども焯・炫は、並びに聡穎特達、文にして又た儒、秀幹を一時に擢んで、絶纒を千里に騁す。固に諸儒の揖讓する所、日下の無双なり。其の作る所の疏内に於いては、特に殊絶と爲す。今勅を奉じて刪定し、故に拠りて以て本と爲す)

と見えることから分かる。ここでは諸家の中でも劉焯、劉炫の注釈をとりわけ高く評価している。しかし同時に、

然焯炫等、負恃才氣、輕鄙先達、同其所異、異其所同、或應略而反詳、或宜詳而更略。準其繩墨、差忒未免、勘其會同、時有顛躓。今則削其所煩、增其所簡。唯意存於曲直、非有心於愛憎。

(然れども焯・炫等は、才氣を負恃し、先達を輕鄙し、其の異とする所に同じ、其の同ずる所を異とし、或いは応に略すべきに反つて詳しく、或いは宜しく詳しくかるべきに更かえつて略す。其の繩墨のつとに準れば、差忒未だ免れず、其の會同を勘ふれば、時に顛躓有り。今は則ち其の煩なる所を削り、其の簡なる所を増す。唯だ意は曲直に存するのみにして、愛憎に心有るに非ず)とその闕点を指摘する。

(七) 王讜唐語林記……稱毛未注 王讜(生卒年未詳)、字は正甫、長安の人。宰相呂大防(一〇二七〜一〇九七)の婿。官は京東排岸司、元祐四年(一〇八九)には国子監丞となり、のち少府監丞に至る。

『唐語林』八卷。王讜撰。北宋の崇寧から大觀年間(一一〇二〜一一一〇)頃の成立。『世説新語』の体裁に倣い、全体を五十二門に分け、社会政治、宮廷の事件、名士文人の言行、風俗生活、名物制度など唐代のさまざまな逸話を収録し、その引

用する筆記小説や雜史類などは五十種にのぼる。『提要』卷一百四十一、子部五十一「小説家類二」に著録されている。

この『提要』の引用は、卷二「文学」に見える(以下、引用には、周勳初校証『唐語林校証』(唐宋史料筆記叢刊)中華書局、一九八七年、に拠つた)。

劉禹錫云、與柳八韓七、詣施士句聽毛詩。說維鵜在梁、梁、人取魚之梁也。言鵜自合求魚、不合於人梁上取其魚。譬之人、自無善事、攘人之美者、如鵜在人之梁。毛注失之矣。又說山無草木曰帖、所以言陟彼帖兮、言無可怙也。以帖之無草木、故以譬之。……又說甘棠之詩、勿拜、召伯所憩、拜、言如人身之拜、小低屈也。上言勿剪、終言勿拜、明召伯漸遠、人思不得見也。毛注拜猶伐、非也。又言、維北有斗、不可挹酒漿、言不得其人也。毛鄭不注。

(劉禹錫云ふ、柳八・韓七と、施士句に詣りて毛詩を聴く。維れ鵜梁ていに在りを説くに、梁は、人魚を取るの梁なり。言ふところは自ら合まに魚を求むるべく、合に人の梁上に於いて其の魚を取るべし。之を人に譬ふれば、自ら善事無く、人の美なる者を攘むすむこと、鵜人の梁に在るが如し。毛注之を失す、と。又た山に草木無きを帖と曰ふを説くに、彼の帖に陟ると言ふ所以は、怙たのむべき無きを言ふなり。帖の草木無きを

以ての故に以て之に譬ふ、と。……又た甘棠の詩、拝くこと勿かれ、召伯の憩ひし所を説くに、拝は、人身の拝して、小しく低屈するが如きを言ふなり。上は剪る勿かれを言ひ、終りは拝する勿かれを言ひ、召伯漸く遠くして、人思へども見るを得ざるを明らかにするなり。毛注の拝は猶ほ伐のごとしは、非なり、と。又た言ふ、維れ北に斗有り、酒漿を挹むべからずは、其の人を得ざるを言ふなり。毛・鄭注せず、と

(八) 劉禹錫 唐、代宗、大曆七年(七七二)〜武宗、会昌二年(八四二)。中唐の文学者、政治家。字は夢得。原籍は洛陽であるが、父の代に安史の乱を避けて江南に移り、嘉興で生まれた。また中山の人ともいわれるが、これは中山靖王劉勝の末裔を自称したためである。最終の官が太子賓客であったため劉賓客とも呼ばれる。貞元九年(七九三)の進士。はじめ淮南節度使の幕僚となったが、のちに監察御史となり、王叔文の政治改革に柳宗元らとともに参画した。しかし「永貞の変」により王叔文が失脚すると、連座して劉禹錫も朗州の司馬に左遷された。以後、五十六歳で洛陽に戻るまでは地方官吏生活を送った。代表作として広く愛唱された「竹枝詞」はこの時代に作られたものである。伝は『旧唐書』卷一百六十、『新唐書』卷一百六十八に立てられている。

(九) 施士甸 生卒年未詳。中唐、呉の人。官は太学博士に至る。

『新唐書』卷二百、儒学下「啖助伝」に、
大曆時、助匡質以春秋、施士甸以詩、仲子陵袁彝韋彤、韋蒞以禮、蔡廣成以易、強蒙以論語、皆自名其學。而士甸子陵最卓異。士甸、呉人、兼善左氏春秋、以二經教授。繇四門助教爲博士。秩滿當去、諸生封疏乞留、凡十九年、卒於官。弟子共葬之。士甸撰春秋傳、未甚傳。……

(大曆の時、助・匡・質は春秋を以てし、施士甸は詩を以てし、仲子陵・袁彝・韋彤・韋蒞は礼を以てし、蔡廣成は易を以てし、強蒙は論語を以てし、皆な自ら其の学に名づく。而して士甸・子陵は最も卓異なり。士甸、呉の人、兼ねて左氏春秋を善くし、二経を以て教授す。四門助教に繇りて博士と爲る。秩滿ちて去るに当たり、諸生封疏して留まらんことを乞ひ、凡そ十九年、官に卒す。弟子共に之を葬る。士甸春秋伝を撰するも、未だ甚しくは伝はらず)

と見えるが、その学に関する記事は『春秋』学についてであり、『詩』学についてはほとんど触れられていない。韓愈「施先生墓銘」(文集卷二十四)には、「先生明毛鄭詩、通春秋左氏傳、善講説。(先生毛鄭の詩を明らかにし、春秋左氏伝に通じ、講説を善くす)」という。さらに「墓銘」によれば、施士甸は貞

元十八年（八〇二）十一月十一日に六十九歳で歿しており、そこから推せば、生年は開元二十二年（七三四）となる。また名について、『新唐書』は「施士句」とし、「墓銘」は「施士巧」とする。詩説については先の『唐語林』のほか、『輯佚書』巻十七「経編詩類」にも「施氏詩説一卷」として『唐語林』が引く四條を輯佚している。詳しくは、

・塩出雅氏「唐代後期の詩経学——施士句と成伯璵『毛詩指説』をめぐる——」（『武庫川女子大学文学部五十周年記念論文集』同編集委員会編、一九九九年、所収）を参看。

（一〇）**維鵜在梁** 曹風「候人」二章に、「維鵜在梁、不濡其翼（維れ鵜 梁に在り、其の翼を濡さず）」とあり、三章に、「維鵜在梁、不濡其味（維れ鵜 梁に在り、其の味を濡さず）」とある。

（一一）**陟彼帖兮** 魏風「陟帖」第一章に、「陟彼帖兮、瞻望父兮。（彼の帖に陟りて、父を瞻望す）」とある。

（一二）**勿剪勿拜** 召南「甘棠」第三章に、「蔽芾甘棠、勿剪勿拜、召伯所説。（蔽芾たる甘棠は、剪ること勿かれ拜くこと勿かれ、召伯の説りし所）」とあり、『唐語林』の「召伯所憩」は第二章の句。

（一三）**維北有斗** 小雅、谷風之什「大東」第七章に、「維北有斗、不可以挹酒漿。（維れ北に斗有り、以て酒漿を挹むべからず）」とある。

（一四）**鄭樵** 北宋、徽宗、崇寧三年（一一〇四）～南宋、高宗、紹興三十二年（一一六二）。字は漁仲、溪西逸民、夾漈先生と号す。莆田県の人。枢密院編修官となり、『通志』二〇〇巻を著した。伝は『宋史』巻四百三十六「儒林六」に立てられている。著作は多数あるが、『通志』のほかに現存しているものは、『夾漈遺稿』三巻、『爾雅注』三巻、『六経奥論』六巻（偽書説あり）、『詩』の注釈である『詩辨妄』六巻（顧頡剛輯佚、辨偽叢刊所収、樸社、一九三三年）を数えるのみである。詩経解釈史においては、特に詩序批判を展開したことで知られる。伝記およびその著述については、

・顧頡剛「鄭樵伝」（『国学季刊』一卷一號、国立北京大学、一九三三年）

・同「鄭樵著述稿」（『国学季刊』一卷一號、国立北京大学、一九三三年）

の研究があり、特に近年においては、

・呉懷祺氏『鄭樵研究』（厦門大学国学研究院資助出版叢書、

厦門大学出版部、二〇一〇年）

が最も詳しい。また経解に關しての專論には、

・江口尚純氏「鄭樵の詩經学（二）——その学説と立場——」

『詩經研究』第十一号、一九八六年）

・同氏「鄭樵の經書觀——特にその詩經学・春秋学をめぐつて」、『日本中国学会報』第四十四号、一九九二年）がある。

（一五）南渡諸儒、始以掙擊毛鄭爲能事 鄭樵、王質（一一二七

〜一一八八、『詩總聞』二十卷）、朱熹（一一三〇〜一二〇〇、

『詩集傳』二十卷）らがその代表である。『毛傳』、『鄭箋』

ら旧注に對しての批判は、先の施士句や成伯璵ころから見られるが、後世への影響力からいえば、やはりまず北宋の歐陽脩があげられる。むしろ南宋の學者の多くはその影響を受け、「詩序」批判に力を注いでいた。とりわけ鄭樵、王質、朱熹らは「詩序」を全廢している。

（一六）元延祐科舉條制、詩雖兼用古注疏 『元史』卷八十一、

選舉一「科目」に次のごとく見える。

考試程式。……漢人南人。第一場、明經、經疑二問。大學論

語孟子中庸内出題、並用朱氏章句集註、復以己意結之。限三

百字以上。經義一道。各治一經。詩以朱氏爲主、尚書以蔡氏

爲主、周易以程氏朱氏爲主。已上三經、兼用古註疏。春秋許

用三傳及胡氏傳。禮記用古註疏。限五百字以上、不拘格律。

（考試程式。……漢人・南人。第一場、明經、經疑二問。大學・論語・孟子・中庸内より出題し、並びに朱氏の章句集註を用ひ、復た己が意を以て之を結ぶ。三百字以上に限る。經義一道。各おの一經を治む。詩は朱氏を以て主と爲し、尚書は蔡氏を以て主と爲し、周易は程氏・朱氏を以て主と爲す。已上の三經は、兼ねて古註疏を用ふ。春秋は三傳及び胡氏の伝を用ふるを許す。礼記は古註疏を用ふ。五百字以上に限り、格律に拘はらず）

なお、同様の條文が『元典章』礼部卷之四、學校一「儒学」や『通制條格』卷五「学令」にも見える。

（一七）胡廣 明、太祖、洪武三年（一一三七〇）〜成祖、永樂十六年（一一四一八）。名は靖、字は光大、冕菴と号す。吉水州の人。建文二年に進士狀元に挙げられ、翰林院修院を授けられ、やがて文淵閣大學士となった。歿後、礼部尚書を追贈され、文穆と諡される。伝は『明史』卷一百四十七に立てられている。胡広の功績としては、『五經大全』一五四卷、『四書大全』三十六卷、『性理大全』七十卷の編纂刊行の中心人物となったことがあげられる。これによって朱子学は国家公認の学問として広く普及することとなった。

(一八) 劉瑾 ?く明、武宗、正徳五年(一五一〇)。字は公瑾。

安福の人。明の宦官。正徳初年に皇帝の寵愛を受けて政治の実権を掌握したが、後に皇位篡奪を企てたため凌遲刑に処された。学は広く経史に通じ、その源流は朱熹より出ている。著に『詩伝通釈』二十卷、『提要』卷十六「詩類二」があり、これは朱熹の『詩集伝』を敷衍したものである。

(一九) 詩經大全 二十卷。胡広等の奉勅撰。永楽年間中、『五經大全』の一つとして編纂された。これもやはり朱熹の『詩集伝』を敷衍したものであるが、これは『提要』が述べるごとく、劉瑾の『詩伝通釈』を剽窃したものである。そのことについては、たとえば顧炎武が『日知録』卷十八「四書五經大全」において「詩經大全、則全襲元人劉瑾詩通釋、而改其中愚按二字爲安成劉氏曰。(詩經大全は、則ち全く元人劉瑾の詩通釈を襲ひ、而して其の中の愚按の二字を改めて安成劉氏曰と爲す)」と指摘している。また同様の指摘は『経義考』卷二百五十六や『提要』卷十六、経部、詩類二「詩經大全」にも見える。

(二〇) 朱子 朱熹(南宋、高宗、建炎四年(一一三〇)く寧宗、慶元六年(一二〇〇)。字は元晦、あるいは仲晦、晦庵と号し、別に紫陽、考亭、新安などと号した。南劍尤溪で生まれた。祖籍は徽州婺源(ふげん)県であり、徽州は新安郡の別名があることから新

安の人と名乗った。父は朱松(一一〇九七く一一四三)。紹興十八(一一四八)年、十九歳のとき進士に及第して同安県の主簿となったが、在任四年にして官を退き、郷里に帰って学問にとめた。のちに程顥、程頤の学統を引く李侗(延平)に道学を学び、その後継者に指名されるほどになった。淳熙六年(一一七九)、南康軍知事となり、廬山の白鹿洞書院を復興させ、自ら教鞭を執って講学を行った。淳熙八年には浙東提挙となり、官僚に対する度重なる弾劾を行った。後年寧宗が即位したとき、宰相の趙汝愚煥の登用によって、章閣待制、兼侍講として中央に召された。しかし、政権を握った韓侂胄(かんたたくちやう)は、趙汝愚煥、朱熹をはじめ五十九人を偽党とし、理学を偽学として徹底的に弾圧した(慶元の党禍)。そのため朱熹は出仕後わずか四十日あまりで罷免され、失意のうちに生涯を終えた。しかし、韓侂胄の死後、文公と諡され、淳祐元年(一二四二)、孔子廟に從祀されるに至った。生涯の多くを著述と講学に尽くし、周敦頤、二程子ら宋の理学を集大成した。著に『周易本義』十二卷、『詩集伝』二十卷、『四書章句集注』二十六卷、『儀礼経伝通解』三十七卷、『資治通鑑綱目』五十九卷、『楚辞集注』八卷、『晦庵先生朱文公文集』一〇〇卷、門人との座談をまとめた『朱子語類』一四〇巻など多数ある。伝は『宋史』卷四百二十九「道学

三)に立てられている。

その詩説は、まず詩序を捨て去り、それまで行われてきた牽強附会な道義的解釈を斥け、人々の人情のあるがままに基づき、『詩』本来の心を探求しようとした。以下、近年刊行された朱熹の詩経学についての研究を挙げておく。

・黄忠慎氏『朱子《詩経》学新探』(五南図書出版公司、二〇〇二年)

・檀作文氏『朱熹詩経学研究』(学苑出版社、二〇〇三年)

・鄒其昌氏『朱熹詩経註釈学美学研究』(北京商務印書館、二〇〇四年)

・王倩氏『朱熹詩教思想研究』(北京大学出版社、二〇〇九年)

・陳鴻儒氏『朱熹《詩》韻研究』(社会科学文献出版社、二〇一二年)

なお、後年の朱熹が鄭樵の詩説、とりわけその詩序批判に強く影響を受けたことについては、『朱子語類』卷八十、詩一「綱領」において自ら「詩序實不足信。向見鄭漁仲有詩辨妄、力詆詩序、其間言語太甚、以爲皆是村野妄人所作。始亦疑之。後來子細看一兩篇、因質之史記國語、然後知詩序之果不足信。(詩序は実に信ずるに足らず。向に鄭漁仲に詩辨妄有るを見、力め

て詩序を詆り、其の間の言語太甚だしく、以て皆な是れ村野妄人の作りし所なりと爲す。始め亦た之を疑ふ。後來子細に一兩篇を看、因りて之を史記・國語に質し、然る後に詩序の果して信ずるに足らざるを知る」と述べている。また、南宋、黄震『黄氏日鈔』卷四「読毛詩」に、「雪山王公質、夾漈鄭公樵、始皆去序而言詩。與諸家之説不同。晦庵先生、因鄭公之説、盡去美刺、探求古始。其説頗驚俗、雖東萊不能無疑焉。(雪山の王公質、夾漈の鄭公樵、始めて皆な序を去りて詩を言ふ。諸家の説と同じからず。晦庵先生、鄭公の説に因り、尽く美刺を去り、古始を探求す。其の説頗る俗を驚かし、東萊と雖も疑ひ無き能はず)」といい、『困学紀聞』卷三「詩」にも、「朱子詩序辯説、多取鄭漁仲詩辨妄。(朱子の詩序辯説は、多く鄭漁仲の詩辨妄に取る)」との指摘がすでに見えている。

【五】我國家經學昌明、一洗前明之固陋。乾隆四年、皇上特命校刊十三經注疏、頒布學宮。鼓篋之儒、皆駸駸乎研求古學。今特錄其書、與小序同冠詩類之首、以昭六義淵源、其來有自。孔門師授、端緒炳然、終不能以他說掩也。

〔校勘〕

- ① 書前提要、殿版は「八」に作る。
 ② 書前提要、殿版は「註」に作る。
 ③ 書前提要は、後に「乾隆三十九年二月恭校上」とある。

〔訓読〕

我が国家 經学昌明にして、前明ぜんみんの固陋ころうを一洗せり。乾隆四年、皇上 特に命じて十三經注疏を校刊し、学宮に頒布せしむ。鼓篋こきやうの儒、皆な駿駿しんしん乎として古学を研求す。今 特に其の書を録し、小序と同じく詩類の首はじめに冠し、以て六義の淵源、其の来たることと自ら有り、孔門の師授、端緒炳然へいぜんとして、終に他説を以て掩ふ能はざるを昭らかにするなり。

〔現代語訳〕

我が清朝は經学がきわめて盛んにして明らかであり、さきの明代の固陋をすっかり洗い流した。乾隆四年（一七三九）、陛下は特にお命じになられて『十三經注疏』を校刊し、学宮に頒布せられた。それにより、学生たちは速やかに古学を研究するようになった。今、特にこの書について記し、「小序」とともに「詩類」

の初めに置き、六義の淵源、その来歴の基づくところ、さらには孔子一門の師授は、その端緒が明らかであり、最後まで他の説によつて掩い隠すことができなかつたことを証明した。

〔注〕

(一) 十三經注疏 ここていう『十三經注疏』とは、乾隆四年（一七三九）、勅命により紫禁城内の武英殿で刊行された、いわゆる「殿版」、「乾隆本」を指す。乾隆十二年重刻、同治十年（一八七一）には広東書局から覆刻本が刊行された。この版本には各卷の末に斉召南らによる考証が附してあり、全文にわたつて句読が施されている。『毛詩正義』は三十卷。「四庫全書本」の底本となつた。

(二) 鼓篋之儒 「鼓篋」は、鼓を打つて学生を教室に集め、篋はこを開いて書物を出させる。すなわち就学すること。『礼記』学記篇に、「入學鼓篋、孫其業也。（学に入るに鼓篋するは、其の業に孫したがはしむるなり）」と見え、鄭玄は「鼓篋、擊鼓警衆、乃發篋出所治經業也。（鼓篋は、鼓を撃ち衆を警し、乃ち篋を發ひらいて治むる所の經業を出さしむるなり）」と注する。「鼓篋之儒」
漢学師承記』自序に、「於是鼓篋之士、負笈之徒、皆知崇尚實

學、不務空言、游心六藝之圃、馳騫仁義之塗矣。(是に於いて鼓篋の士、負笈の徒、皆な実学を崇尚するを知り、空言に務めず、六藝の圃に遊心し、仁義の塗みちに馳騫ちせうせり)」とあり、この「鼓篋之士」と同意であろう。すなわち学生、受講生の意。

(三) 駉駉乎 馬が速く走るさま。転じて、時間や物事が速やかに進む意。「駉」は、『説文解字』(十篇上、馬部)に、「駉、馬行疾貌。从馬侵省聲。詩曰、載驟駉駉。(駉は、馬の行くこと疾はやき貌。馬に从ふ侵省の聲。詩に曰はく、載すなわち驟はすること駉駉たり、と)」とあり。これは『毛詩』小雅、鹿鳴之什「四牡」五章に、「駕彼四駉、載驟駉駉。(彼の四駉しやくに駕して、載ち驟ること駉駉たり)」と見え、『毛伝』は「駉駉、驟貌。(駉駉は、驟しやくき貌)」と注する。

〔附記〕

本稿を成すにあたり、懇切な御教示を賜った本学名誉教授向嶋成美先生には、この場をお借りして特に御礼申し上げます。

(筑波大学大学院人文社会科学科博士課程)